

# 岩 沼 市

第4期 障 害 者 計 画

第7期 障 害 福 祉 計 画

第3期 障 害 児 福 祉 計 画



令和6年3月  
岩 沼 市



## はじめに



近年、少子高齢化や家族形態の変化、地域コミュニティの希薄化等による社会情勢の変化に伴い、福祉ニーズや地域課題が複合化、複雑化してきています。また、令和2年から続いた新型コロナウイルス感染症の流行に伴う行動制限等は、社会生活のありように変化をもたらし、障害のある人やその家族の生活にも大きな影響を及ぼしました。一方、一人ひとりの価値観や個性を尊重し、多様性を認め合う社会が求められるとともに、地域におけるつながりの重要性が再認識されています。

こうした中、国において地域共生社会の実現を図るための社会福祉法の改正をはじめ、障害者総合支援法、障害者雇用促進法、障害者差別解消法の改正、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の成立など、障害のある人に関わる法令の整備が進められているほか、令和5年3月には、障害者の権利に関する条約に基づく「障害者基本計画（第5次）」が策定されました。

本市では、平成30年3月に「第3期障害者計画」、令和3年3月に「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、障害があっても地域の中で役割や生きがいをもって、自分らしく生きられるまちを目指した取組を計画的に推進してまいりました。これらの計画が令和5年度で計画期間を終えることから、令和6年度を初年度とする「第4期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、基本理念を「障害があっても 地域のつながりの中で いきいきと安心して暮らせるまち いわぬま」としました。全ての人が等しく、かけがえのない個人として尊重され、障害があっても必要な支援を受けることで自己決定・自己実現をし、地域で支え合いながら、安心して暮らし続けることができるまちづくりに向け、各施策を展開してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重な御意見、御提言をいただきました岩沼市障害者計画等策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査などに御協力をいただきました多くの市民の皆様、関係団体の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

岩沼市長 佐藤 淳一



# 目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画期間.....	4
4 計画とSDGsとの関係.....	5
5 計画の策定体制.....	6
6 時代潮流.....	7
7 関連法令・計画等の動向.....	8
第2章 障害のある人の現状.....	11
1 人口・世帯の状況.....	13
2 障害のある人の状況.....	16
3 障害福祉サービス等の利用状況.....	23
4 アンケート調査の結果概要.....	27
第3章 取組状況の評価と今後の課題.....	37
1 第3期障害者計画の評価.....	39
2 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画における成果目標の達成状況.....	41
3 これからの障害者施策の課題・方向性.....	43
第4章 計画の基本的な考え方.....	45
1 基本理念.....	47
2 基本的視点.....	48
3 基本目標と展開.....	49
4 施策の体系.....	50
第5章 施策・取り組みの総合的展開.....	51
基本目標1 自分らしく、ともに生きる地域をつくる.....	53
1-1 障害について学びあう.....	54
1-2 権利を守り、差別をなくす.....	56
1-3 情報や声を届ける.....	58
1-4 多様な交流機会をつくる.....	60
基本目標2 能力を生かし、生きがいや役割をもてる地域をつくる.....	61
2-1 個性・能力を伸ばす.....	62
2-2 働くことを支える.....	64
2-3 文化芸術・スポーツに親しむ.....	65
基本目標3 安全・安心に暮らせる地域をつくる.....	66
3-1 相談しやすい体制をつくる.....	67
3-2 暮らし・生活を支える.....	69
3-3 災害や犯罪等から守る.....	71
3-4 誰もが暮らしやすい環境をつくる.....	72

第6章 障害福祉計画・障害児福祉計画.....	73
1 令和8年度の目標値（成果目標・活動指標）の設定.....	75
2 障害福祉サービスの量の見込みと確保方策.....	84
3 障害児福祉サービスの量の見込みと確保方策.....	95
4 地域生活支援事業の実施.....	100
5 地域生活支援促進事業の実施.....	105
6 岩沼市独自事業（その他の事業）の実施.....	105
第7章 計画の推進体制.....	109
1 自立支援協議会.....	111
2 県、関係機関との連携強化.....	111
3 PDCAサイクルによる計画の進行管理と評価.....	111
資料編 .....	113
1 用語解説 .....	115
2 岩沼市障害者計画等策定委員会名簿 .....	122
3 岩沼市障害者計画等策定委員会設置要綱 .....	123
4 岩沼市第4期障害者計画・第7期障害福祉計画 .....	124
（第3期障害児福祉計画）策定経過	

# 第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間
- 4 計画とSDGsとの関係
- 5 計画の策定体制
- 6 時代潮流
- 7 関連法令・計画等の動向



# 1 計画策定の趣旨

---

現在、岩沼市（以下「本市」という。）では令和3年3月に「岩沼市第3期障害者計画」、「岩沼市第6期障害福祉計画」、「岩沼市第2期障害児福祉計画」を策定し、「障害があっても 地域の中で役割や生きがいをもって 自分らしく生きられる まち いわぬま」を基本理念に掲げ、障害福祉施策を展開しています。

令和5年度に、これらの計画の計画期間が終了となることから、国の指針や県の方向性を踏まえ、障害のある人を取り巻く環境の変化等に対応した新たな計画として、「岩沼市第4期障害者計画」、「岩沼市第7期障害福祉計画」、「岩沼市第3期障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

## 2 計画の位置づけ

---

### （1）法的根拠

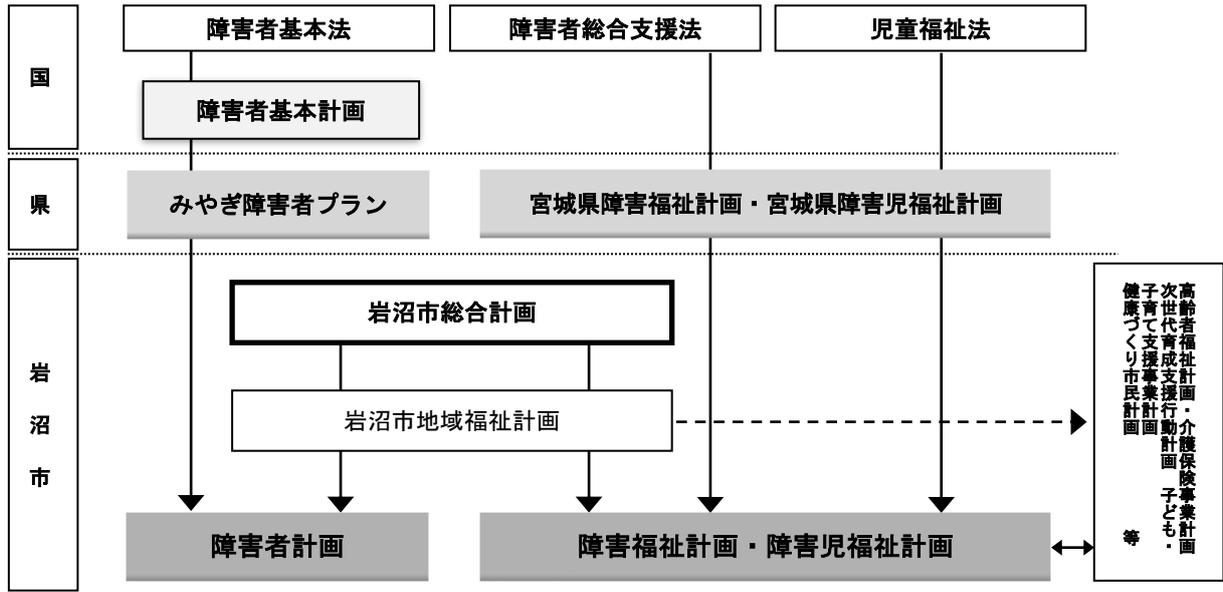
障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」であり、障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定めるものです。

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に定める「市町村障害福祉計画」と、児童福祉法第33条の20第1項に定める「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものであり、障害福祉サービス等の確保に関する計画となります。

### （2）関連計画との関係

本計画は、国が策定している「障害者基本計画（第5次）」及び国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に基づくとともに、本市の最上位計画である「岩沼市総合計画」及び本市の保健・福祉分野における総合計画である「岩沼市地域福祉計画」の方向性を踏まえた個別計画として位置づけられます。また、関連する個別計画との整合性を図るものです。

■根拠法令・関連計画との関係



### 3 計画期間

第4期障害者計画の期間は令和6年度(2024)～令和11年度(2029)までの6年間、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の期間は令和6年度(2024)～令和8年度(2026)までの3年間です。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会情勢の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	
障害者計画 (6年間)	← 第4期 →						← 第5期 →			
障害福祉計画 (3年間)	← 第7期 →			← 第8期 →			← 第9期 →			
障害児福祉計画 (3年間)	← 第3期 →			← 第4期 →			← 第5期 →			
総合計画 (10年間)	← 岩沼市総合計画 (令和6(2024)～令和15(2033)年度) →									
地域福祉計画	← →			← 次期岩沼市地域福祉計画 →						

## 4 計画とSDGsとの関係

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「令和12年（2030年）までに、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標」のことで

17のゴールと169のターゲットから構成され、発展途上国のみならず先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、本計画においてもその方向性を踏まえ、施策を推進することにより、SDGsに掲げられた関連するゴール達成への寄与を図ります。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



#### <関連する主な目標>

	すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	すべての人に生産的かつ働きがいのある雇用を	包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
	人や国の不平等をなくそう	国内及び各国家間の不平等を是正する
	住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

## 5 計画の策定体制

---

市民の意見を反映させるため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、サービス利用者等で構成する「岩沼市障害者計画等策定委員会」を設置し、岩沼市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画に関して調査及び検討を行いました。

また、障害者手帳所持者等を対象とした福祉に関するアンケート調査、市内障害者福祉団体を対象とした関係団体等アンケート調査、岩沼市障害児者地域自立支援協議会からの意見聴取を実施し、その結果を踏まえた施策検討を行っています。

さらに、計画素案に対するパブリックコメントを実施し、県計画との調整を図りながら策定しました。

## 6 時代潮流

---

### (1) 人口構造・世帯構成の変化

全国的に人口減少・少子高齢化・生産年齢人口の減少による、支え手となる人材不足が顕在化しています。

また、核家族やひとり暮らしが増え、家族による介護や子育てといった機能が低下してきています。

### (2) 課題の複合化・複雑化

世帯が抱える課題が「複雑化」かつ「複合化」してきています。

そのため、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて多様な主体がつながる「地域共生社会」の実現が求められています。

### (3) 多様性への関心の高まりとSDGs

一人ひとりの価値観や暮らし方、家族の在り方等が多様化しているほか、年齢や性別、障害の有無等に関わらず、誰もが自分らしく生きることができる社会の形成が求められています。

2030年を目標とする「持続可能な開発目標(SDGs)」では、誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指しています。

### (4) デジタル化の進展

デジタル化の発達・普及は、消費生活やコミュニケーションの在り方に変化をもたらし、利便性や生産性の向上等につながっています。

福祉分野では、情報の届きやすさや、コミュニケーションのしやすさにつながることが期待されています。

### (5) 新型コロナウイルス感染拡大の影響

障害のある人にとって、令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、地域交流や見守り、支援を受ける機会を失い、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化するなど、大きな影響を与えました。

一方、「新しい生活様式」が求められる中で普及してきたオンラインの活用等は、利便性の向上やテレワークなど就労形態の多様化などに寄与しています。

## 7 関連法令・計画等の動向

### (1) 関連法令の動向

障害者福祉に関連する主な法令の概要と動向等は以下のとおりです。

法律名	概要	動向等
社会福祉法	福祉サービス利用者の利益保護、地域福祉の推進、社会福祉事業の健全な発達等を目的とした法律	令和3年(2021)の改正では、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、重層的支援体制整備事業が創設
障害者総合支援法	障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	令和4年(2022)12月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案」が成立
障害者雇用促進法	障害者の職業生活における自立を促す取り組みを行うことで、障害者の職業の安定を図ることを目的とした法律	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」において、障害者雇用促進法が一部改正
障害者差別解消法	障害の有無に関わらず、互いに尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律	令和3年(2021)の改正では、事業者に対する合理的な配慮の義務付け、行政機関相互間の連携、差別を解消するための取組を強化
医療的ケア児及び家族に対する支援に関する法律	医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止及び安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現を目的とした法律	令和3年(2021)に施行

## (2) 国・県の計画の方向性

### ① 障害者基本計画（第5次）

障害者基本計画とは、障害者基本法第11条第1項に基づき、障害者の自立や社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために政府が講ずべき障害者施策の基本的方向について定められたものです。

令和5年3月に策定された「障害者基本計画(第5次)」の概要は以下のとおりです。

#### ■各分野における障害者施策の基本的な方向

分野	基本的な方向
差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害を理由とする差別の解消の推進</li> <li>・ 権利擁護の推進、虐待の防止</li> </ul>
安全・安心な生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅の確保</li> <li>・ 移動しやすい環境の整備等</li> <li>・ アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進</li> <li>・ 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進</li> </ul>
情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報通信における情報アクセシビリティの向上</li> <li>・ 情報提供の充実等</li> <li>・ 意思疎通支援の充実</li> <li>・ 行政情報のアクセシビリティの向上</li> </ul>
防災、防犯等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災対策の推進</li> <li>・ 東日本大震災を始めとする災害からの復興の推進</li> <li>・ 防犯対策の推進</li> <li>・ 消費者トラブルの防止及び被害からの救済</li> </ul>
行政等における配慮の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 司法手続等における配慮等</li> <li>・ 選挙等における配慮等</li> <li>・ 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等</li> <li>・ 国家資格に関する配慮等</li> </ul>
保健・医療の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神保健・医療の適切な提供等</li> <li>・ 保健・医療の充実等</li> <li>・ 保健・医療の向上に資する研究開発等の推進</li> <li>・ 保健・医療を支える人材の育成・確保</li> <li>・ 難病に関する保健・医療施策の推進</li> <li>・ 障害の原因となる疾病等の予防・治療</li> </ul>
自立した生活の支援・意思決定支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意思決定支援の推進</li> <li>・ 相談支援体制の構築</li> <li>・ 地域移行支援、在宅サービス等の充実</li> <li>・ 障害のある子どもに対する支援の充実</li> <li>・ 障害福祉サービスの質の向上等</li> <li>・ 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等</li> <li>・ 障害福祉を支える人材の育成・確保</li> </ul>
教育の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インクルーシブ教育システムの推進</li> <li>・ 教育環境の整備</li> <li>・ 高等教育における障害学生支援の推進</li> <li>・ 生涯を通じた多様な学習活動の充実</li> </ul>

分野	基本的な方向
雇用・就業、経済的自立の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な就労支援</li> <li>・経済的自立の支援</li> <li>・障害者雇用の促進</li> <li>・障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保</li> <li>・一般就労が困難な障害者に対する支援</li> </ul>
文化芸術活動・スポーツ等の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備</li> <li>・スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進</li> </ul>
国際社会での協力・連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際社会に向けた情報発信の推進等</li> <li>・国際的枠組みとの連携の推進</li> <li>・政府開発援助を通じた国際協力の推進等</li> <li>・障害者の国際交流等の推進</li> </ul>

## ② みやぎ障害者プラン

みやぎ障害者プランとは、障害者基本法第11条第2項の規定に基づく宮城県における障害者のための施策に関する基本的な計画であるとともに、将来ビジョン等に掲げられた政策の方向性等を実現するための個別計画です。

現在宮城県では、現行プラン(平成30年度～令和5年度)の基本理念を踏襲しつつ、制度や環境等の変化を踏まえて施策体系等の見直しが検討されています。

### 【みやぎ障害者プラン全体構成】

障害のある人の現状等に基づき、計画期間中(平成30年度から令和5年度まで)において、特に重点的に取り組む課題等を「重点施策」として記載するとともに、基本理念に基づく3分野(「共に生活するために」、「いきいきと生活するために」、「安心して生活するために」)ごとに、今後の取組の方向性等を記載する「各論」で構成

重点施策			各論
1	2	3	
障害を理由とする差別の解消	雇用・就労等の促進による経済的自立	備・人材育成 自らが望む地域・場所で暮らせるための環境整備	第1章 共に生活するために
			第1節 「心のバリアフリー」の推進
			第2節 「情報のバリアフリー」の推進
			第3節 誰もが住みやすいまちづくりの推進
			第2章 いきいきと生活するために
			第1節 活動・活躍の機会創出と参加促進
			第2節 多様なニーズに対応したきめ細かな教育の充実
			第3節 雇用・就労の促進
			第3章 安心して生活するために
			第1節 相談支援体制の拡充
			第2節 生活安定のための支援
			第3節 在宅・施設サービス等の充実と提供体制の整備
			第4節 保健・医療・福祉等の連携促進
			第5節 防犯・防災対策の充実

出典：令和4年度第1回宮城県障害者自立支援協議会(資料)「みやぎ障害者プラン」の改定について

## 第2章 障害のある人の現状

- 1 人口・世帯の状況
- 2 障害のある人の状況
- 3 障害福祉サービス等の利用状況
- 4 アンケート調査の結果概要



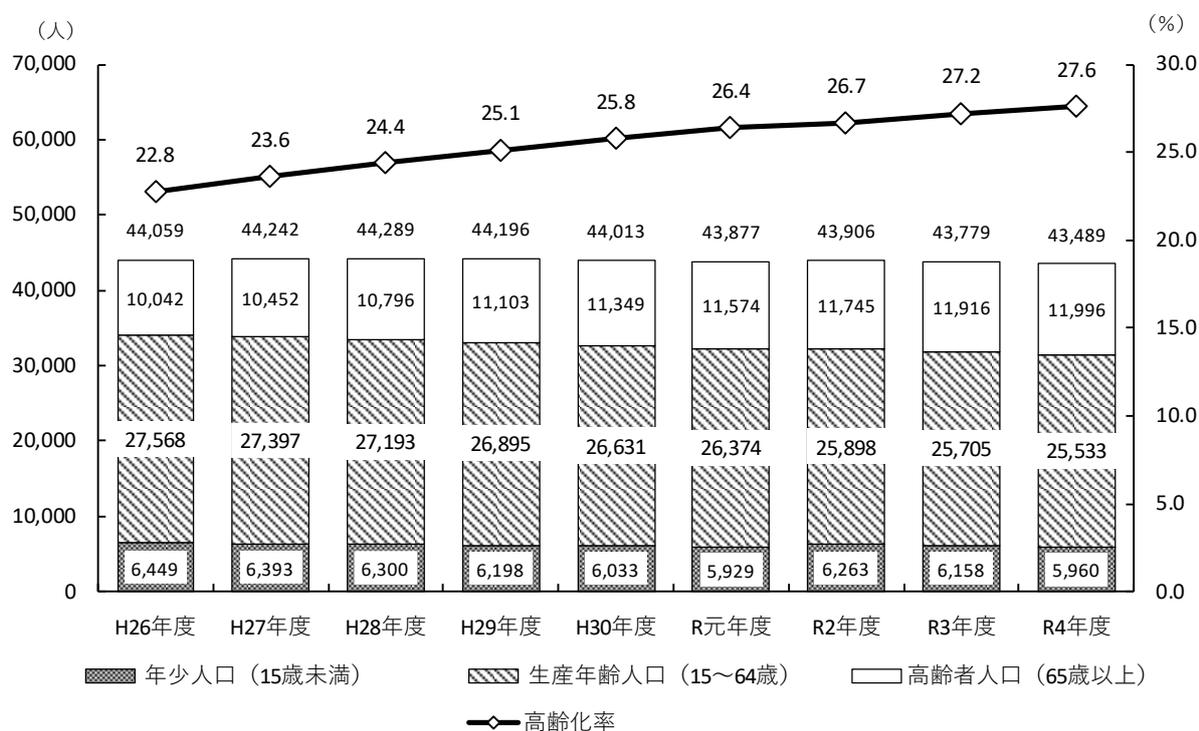
# 1 人口・世帯の状況

## (1) 人口の推移 人口減少・少子高齢化が進行

住民基本台帳人口における本市の人口は、令和4年度末現在で 43,489 人となっています。平成 28 年をピークに減少傾向となっており、以降6年間で 800 人（1.8%）減少しています。

年齢3区分別にみると、年少人口および生産年齢人口は減少傾向、高齢者人口は増加傾向にあり、令和4年度末時点で高齢化率が 27.6%まで上昇しています。

### ■年齢3区分別人口の推移



出典：住民基本台帳（各年度末現在）

### ■年齢3区分別人口割合の推移

単位：%

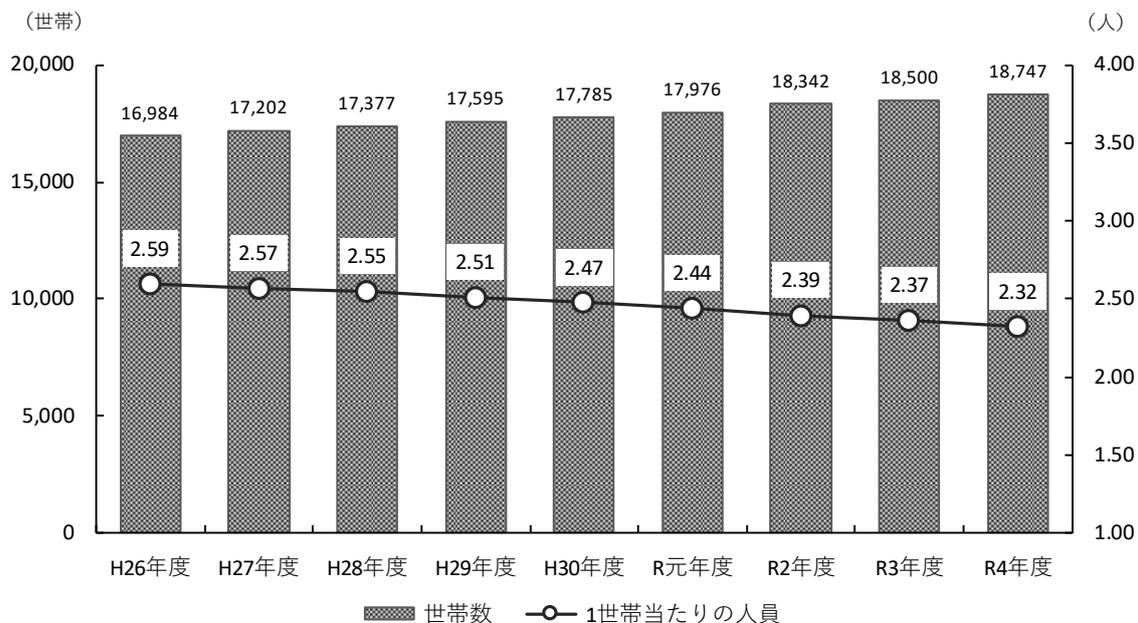
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
年少人口（15歳未満）	14.6	14.5	14.2	14.0	13.7	13.5	14.3	14.1	13.7
生産年齢人口（15～64歳）	62.6	61.9	61.4	60.9	60.5	60.1	59.0	58.7	58.7
高齢者人口（65歳以上）	22.8	23.6	24.4	25.1	25.8	26.4	26.7	27.2	27.6

出典：住民基本台帳（各年度末現在）

## (2) 世帯数の推移 核家族化・ひとり暮らしの増加

住民基本台帳人口における本市の世帯数は、令和4年度末現在で 18,747 世帯となっています。人口減少が続く中、世帯数は一貫して増加傾向にあり、1 世帯当たり人員は年々減少し、平成 26 年度末の 2.59 人から令和 4 年度末には 2.32 人まで減少しています。

■世帯数及び1世帯当たり人員の推移

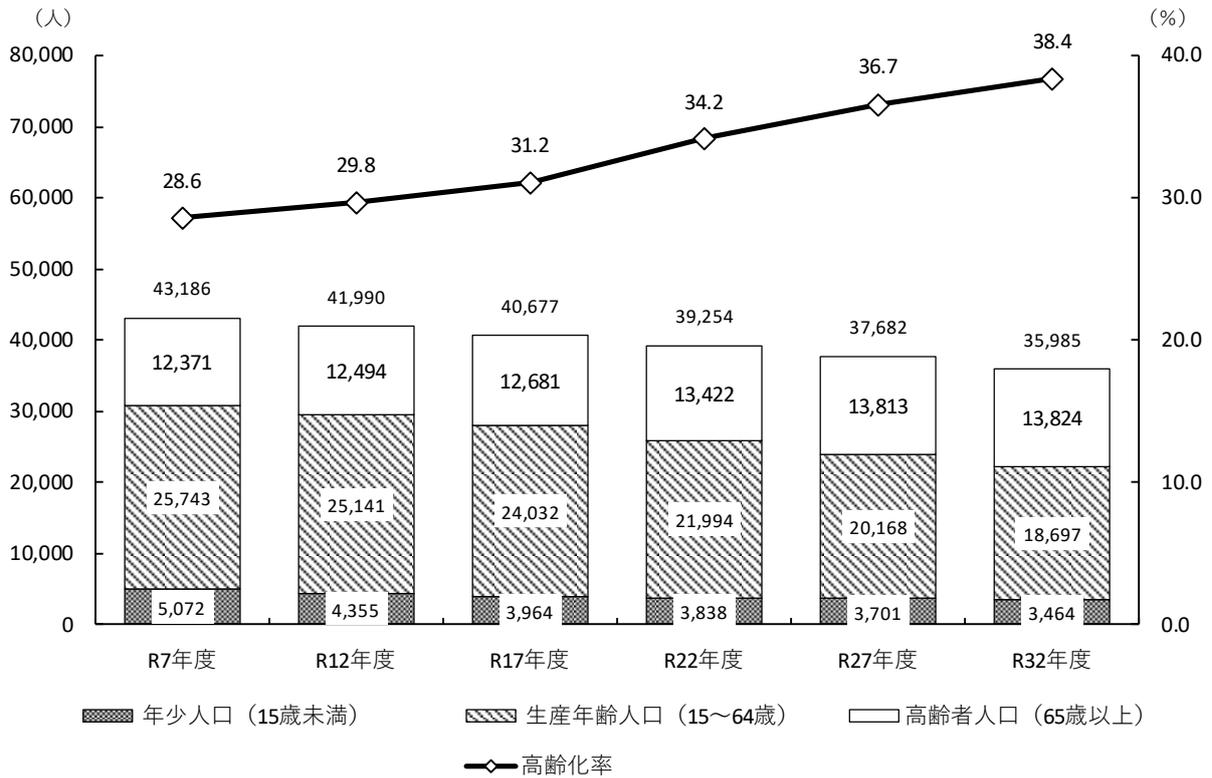


出典：住民基本台帳（各年度末現在）

### (3) 将来人口 人口減少・少子高齢化のさらなる進行

国立社会保障・人口問題研究所が令和2年度の国勢調査に基づき算出した将来人口推計によると、本市の総人口は今後も減少が続く一方で、高齢者人口は増加し続け、人口減少・少子高齢化がさらに進行していくものと見込まれています。特に、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年には、高齢者数が大きく増加し、高齢化率も大幅に上昇すると推計されています。

■年齢3区分別人口の将来推計



出典：国立社会保障・人口問題研究所

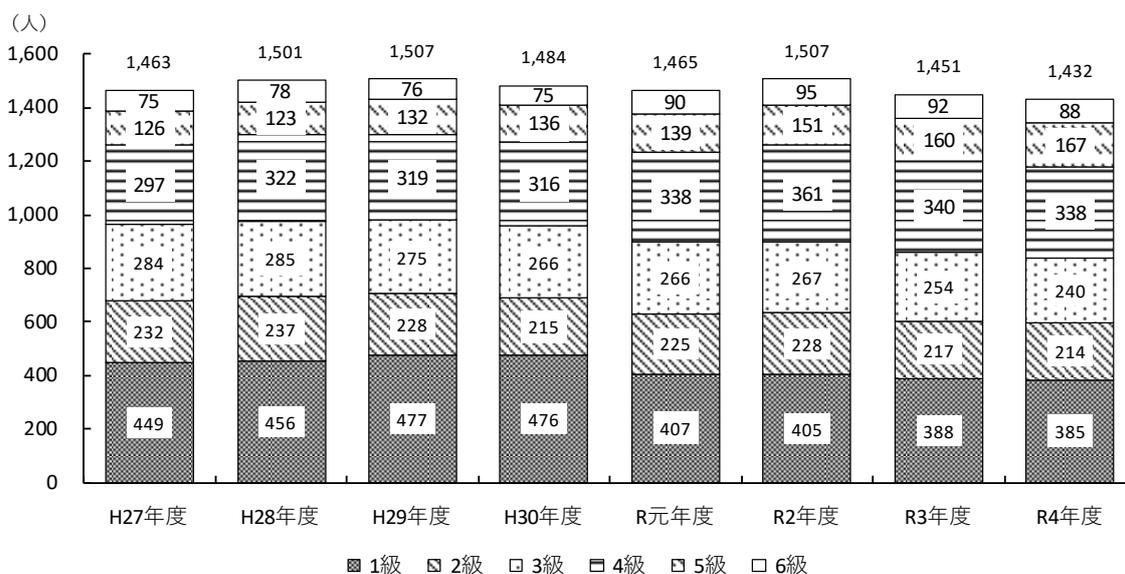
## 2 障害のある人の状況

### (1) 身体障害者の状況

身体障害者手帳所持者数は概ね横ばいで推移しており、令和4年度末時点で1,432人となっています。

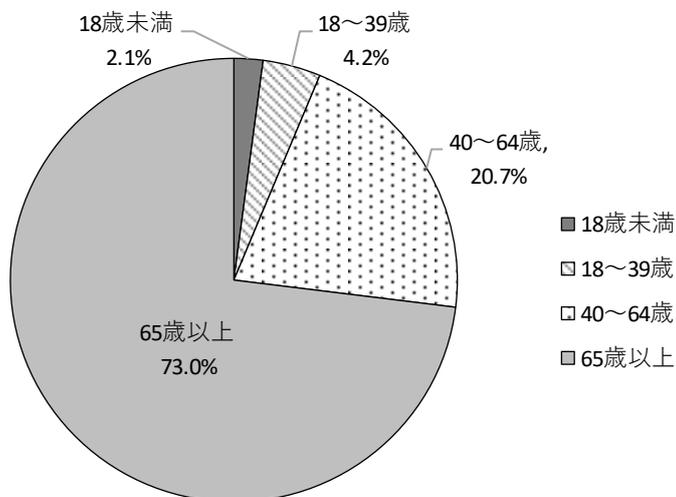
等級別にみると、1級から3級は減少傾向にあります。一方、4級から6級は増加傾向がみられます。

■等級別\_身体障害者手帳所持者数の推移



出典：岩沼市社会福祉課（各年度末現在）

■年齢別\_身体障害者手帳所持者数の構成比



出典：岩沼市社会福祉課（令和4年度末現在）

障害種別にみると、肢体不自由が5割を超えています。この他、内部障害が3割強、視覚・平衡機能障害が1割弱などとなっています。平成27年度以降、聴覚・平衡機能障害が増加してきています。

年齢別にみると、内部障害では65歳以上の人の割合が8割弱を占めています。

■障害種別\_身体障害者手帳所持者数・構成比の推移

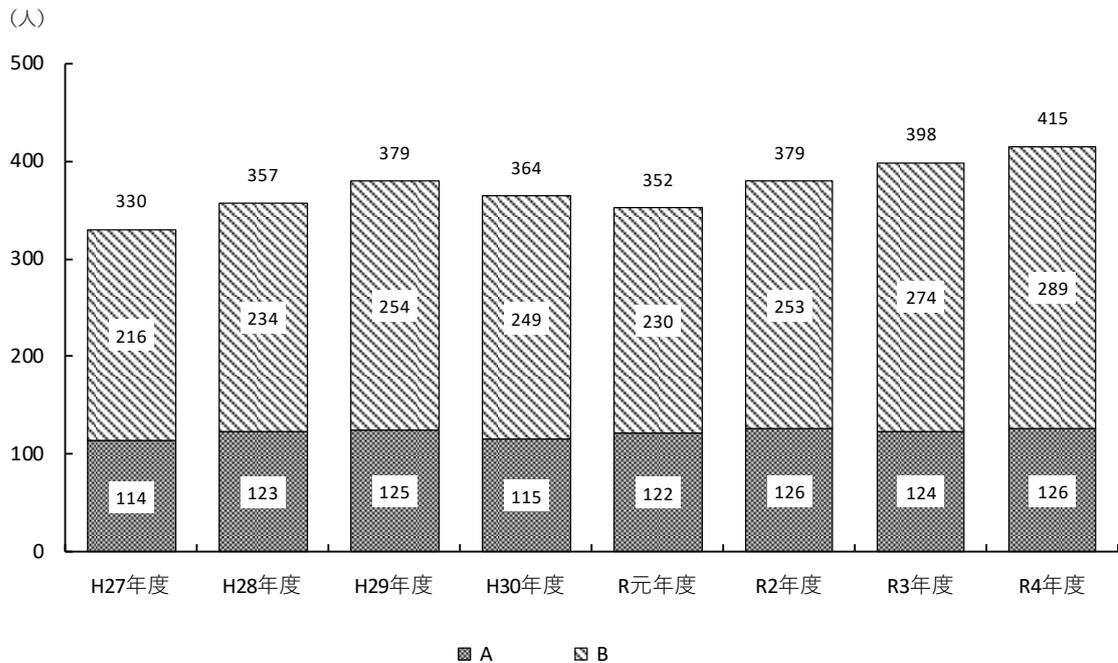
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
身体障害者手帳所持者数		1,463	1,501	1,507	1,484	1,465	1,507	1,451	1,432
視覚障害	人数	87	89	87	83	85	86	79	77
	構成比	5.9	6.0	5.8	5.6	5.8	5.7	5.4	5.4
聴覚・平衡機能障害	人数	101	104	110	103	114	120	120	116
	構成比	6.9	7.0	7.3	6.9	7.8	8.0	8.3	8.1
音声・言語・そしゃく機能障害	人数	14	14	13	14	17	21	21	21
	構成比	1.0	0.9	0.8	0.9	1.2	1.4	1.5	1.5
肢体不自由	人数	812	809	794	777	755	782	756	740
	構成比	55.5	53.8	52.7	52.4	51.5	51.9	52.1	51.7
内部障害	人数	449	485	503	507	494	498	475	478
	構成比	30.7	32.3	33.4	34.2	33.7	33.0	32.7	33.4

出典：岩沼市社会福祉課（各年度末現在）

## (2) 療育手帳所持者（知的障害者）の状況

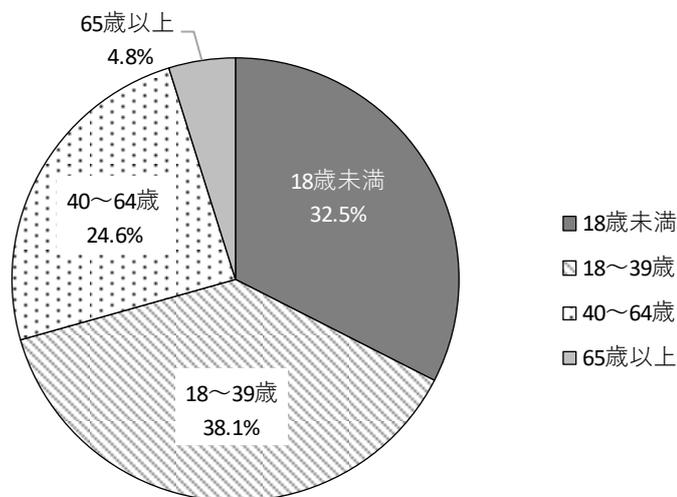
療育手帳所持者数の推移をみると、平成 29 年度から令和元年度にかけて減少していましたが、令和 2 年度以降再び増加し、令和 4 年度末時点で 415 人となっています。障害程度別にみると、令和 4 年度末時点で B が全体の約 7 割を占めています。年齢別にみると、18～39 歳が約 4 割、18 歳未満が約 3 割となっています。

■障害程度別\_療育手帳所持者数の推移



出典：岩沼市社会福祉課（各年度末現在）

■年齢別\_療育手帳所持者数の構成比



出典：岩沼市社会福祉課（令和 4 年度末現在）

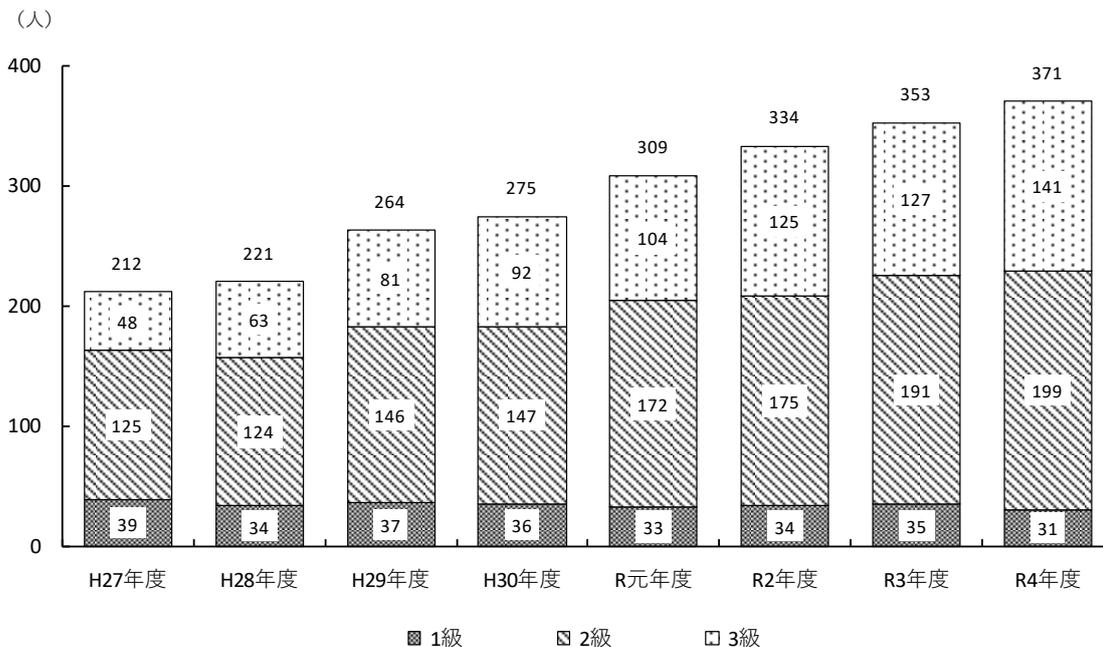
### (3) 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、平成 27 年度末から 7 年間で 159 人増加し、令和 4 年度末時点で 371 人となっています。

等級別にみると、2 級が全体の 5 割以上を占めています。2 級及び 3 級の所持者数が増え、特に 3 級が増加しています。

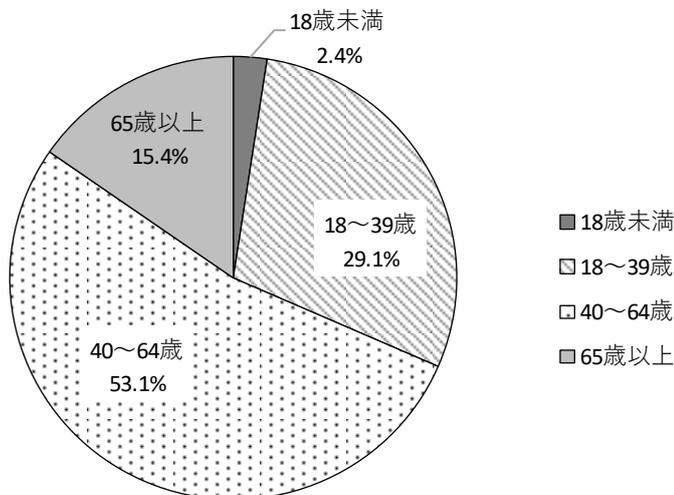
年齢別にみると、40～64 歳が全体の 5 割以上を占めています。

■等級別\_精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



出典：岩沼市社会福祉課（各年度末現在）

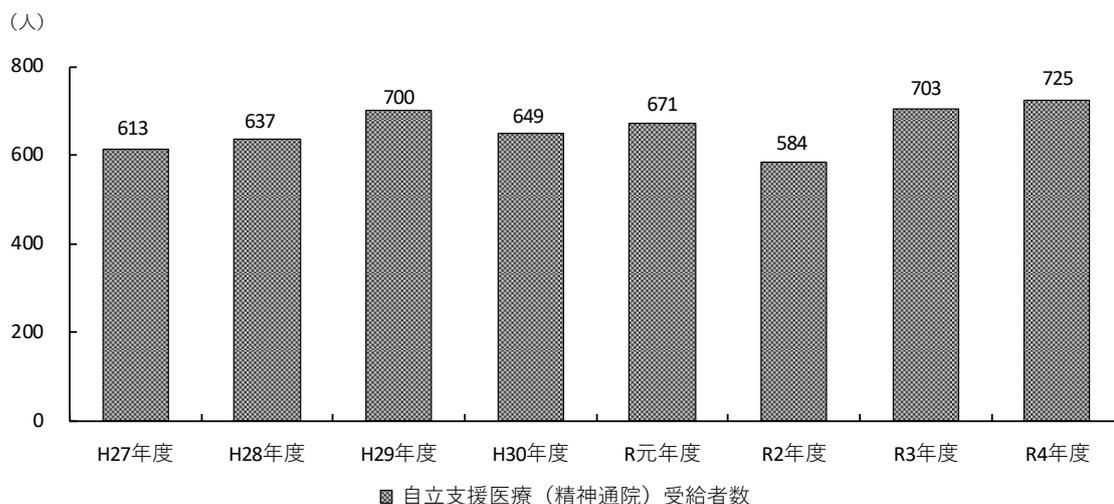
■年齢別\_精神障害者保健福祉手帳所持者数・構成比



出典：岩沼市社会福祉課（令和 4 年度末現在）

自立支援医療（精神通院）受給者数は、平成 30 年度以降減少していましたが、令和 3 年度から再び増加し、令和 4 年度末時点で 725 人となっています。

#### ■自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

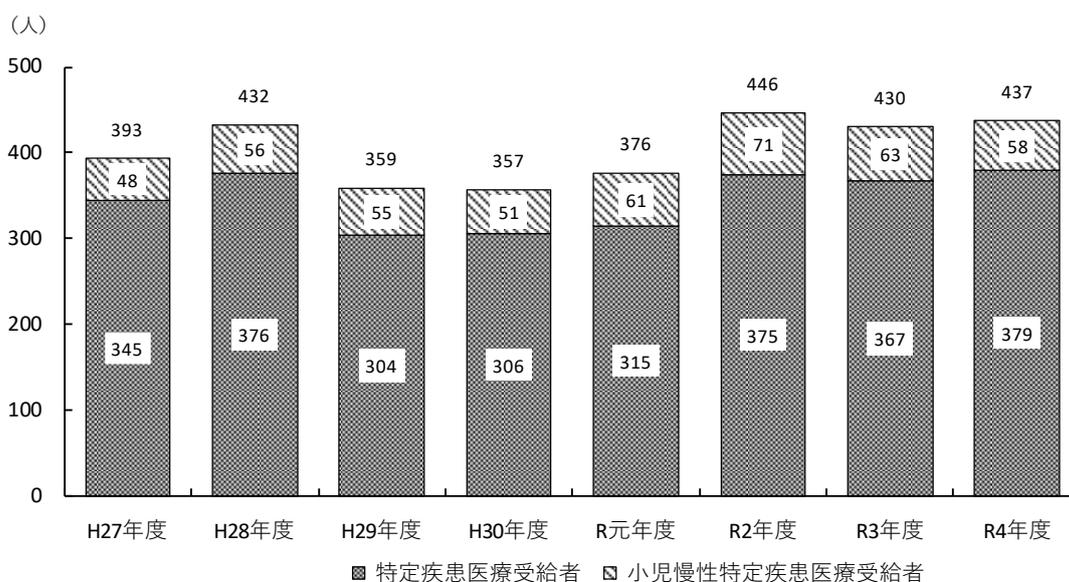


出典：岩沼市社会福祉課（各年度末現在）

### （４）難病患者の状況

令和 4 年度末時点の難病患者数は、特定疾患医療受給者が 379 人、小児慢性特定疾患医療受給者が 58 人となっています。

#### ■特定疾患医療受給者、小児慢性特定疾患医療受給者数の推移



出典：宮城県（各年度末現在）

## (5) 発達障害の状況

発達障害とは、発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

発達障害のある（疑いも含む）未就学児は160人前後で推移していましたが令和4年度で148人に減少しています。

### ■発達障害のある（疑いも含む）未就学児の推移

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
発達障害のある（疑いも含む）未就学児（0～6歳） （※各年1月～12月実績）	155	164	156	165	153	168	142	148

出典：岩沼市健康増進課

## (6) 保育所等における障害児数

本市の保育所等における障害児在籍数は、令和5年4月1日現在で、保育所が14人、母子通園施設が18人、計32人となっています。

### ■保育所等における障害児在籍数

	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
保育所等における障害児数	1	8	12	8	3	32
保育所	0	2	6	5	1	14
母子通園施設	1	6	6	3	2	18

出典：岩沼市子ども福祉課（令和5年4月1日現在）

## (7) 特別支援学級・特別支援学校在籍児童生徒数

本市の特別支援学級在籍数及び通級による指導を受けている児童生徒数は、令和5年5月1日現在で小学生が185人、中学生が71人、計256人となっています。

特別支援学校在籍している児童生徒数は、令和5年5月1日現在で小学生が23人、中学生が7人、計30人となっています。

### ■特別支援学級在籍児童生徒数

	小学校	中学校	計
特別支援学級児童生徒数	185	71	256

出典：岩沼市教育委員会（令和5年5月1日現在）

### ■特別支援学校在籍児童生徒数

	小学校	中学校	計
特別支援学校障害別在籍者数	23	7	30
知的障害	19	3	22
病弱	0	1	1
肢体不自由	3	0	3
聴覚障害	0	1	1
視覚障害	1	2	3

出典：岩沼市教育委員会（令和5年5月1日現在）

## (8) 障害者雇用の状況

宮城県内の障害者雇用の状況を見ると、障害者雇用数が増加してきており、実雇用率は上昇しています。

### ■民間企業における障害者の雇用状況の推移

	年度	企業数	障害者数	実雇用率(%)	法定雇用率達成 企業割合(%)
			雇用障害者数		
宮城県	H27年度	1,392	4,830.5	1.79	46.6
	H28年度	1,411	5,173.0	1.88	50.0
	H29年度	1,396	5,357.5	1.94	53.2
	H30年度	1,525	5,844.5	2.05	49.2
	R元年度	1,564	6,100.5	2.11	50.4
	R2年度	1,529	6,235.0	2.17	51.4
	R3年度	1,593	6,414.5	2.21	50.7
R4年度	1,615	6,477.5	2.21	50.2	
全国	R4年度	107,691	613958.0	2.25	48.3

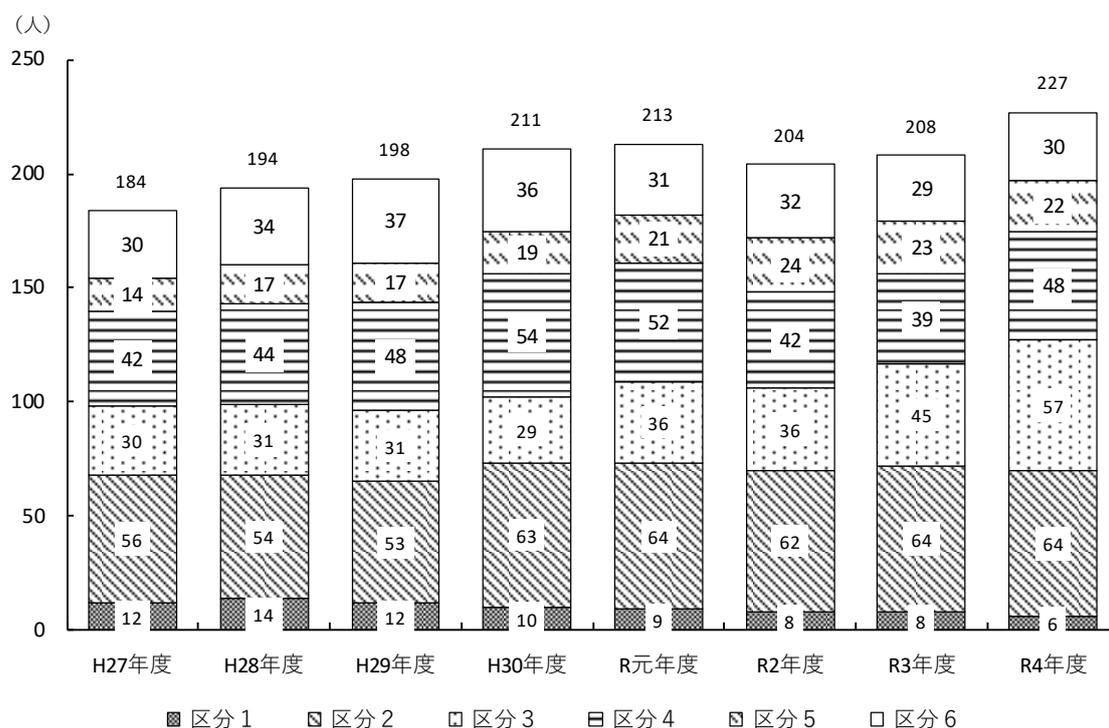
出典：宮城労働局（各年6月1日現在）

### 3 障害福祉サービス等の利用状況

#### (1) 障害支援区分認定者数の推移

障害支援区分認定者数の推移をみると、令和元年度まで増加傾向にありましたが、その後概ね横ばいで推移、令和4年度で再び増加し、227人となっています。等級別にみると、区分2が64人で最も多く、全体の約3割を占めています。

■区分別\_障害支援区分認定者数の推移



出典：岩沼市社会福祉課（各年度末現在）

## (2) サービス利用の状況

### ① 訪問系サービス

訪問系サービスの利用人数は概ね横ばいで推移していますが、利用時間は減少傾向にあります。

#### ■訪問系サービスの利用人数・利用時間の推移

		第5期（実績）			第6期（実績）			
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
訪問系	居宅介護 重度訪問介護	人数	60	50	55	56	54	54
	同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援		時間	1,277	1,456	1,579	1,371	1,261

出典：岩沼市社会福祉課（各年度3月利用分、R5年度は見込み）

## ② 日中活動系サービス

日中活動系サービスの利用人数は増加傾向にあります。

サービス別にみると、就労継続支援B型の利用人数が最も多く、次いで生活介護、就労継続支援A型、短期入所（福祉型）と続いています。

利用人数が増加しているのは、就労継続支援A型及びB型、生活介護となっています。

### ■日中活動系サービスの利用人数・利用日数の推移

		第5期（実績）			第6期（実績）		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
日中活動系サービス	人数	248	249	267	275	302	312
生活介護	人数	51	53	54	63	67	68
	日数	1,065	1,107	1,137	1,287	1,368	1,388
自立訓練（機能訓練）	人数	1	0	0	0	0	0
	日数	20	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人数	7	5	4	4	3	2
	日数	112	93	81	73	33	26
宿泊型自立訓練	人数	2	1	2	1	1	1
就労移行支援	人数	18	13	15	15	20	15
	日数	295	191	263	289	363	265
就労継続支援A型	人数	6	6	13	31	37	40
	日数	135	126	279	604	721	776
就労継続支援B型	人数	113	123	129	115	130	143
	日数	1,884	2,065	2,238	1,906	2,184	2,285
就労定着支援	人数	4	6	8	6	6	7
療養介護	人数	10	9	9	8	8	8
短期入所（福祉型）	人数	32	31	31	32	26	26
	日数	126	108	112	112	82	89
短期入所（医療型）	人数	4	2	2	0	4	2
	日数	13	4	7	0	12	7

出典：岩沼市社会福祉課（各年度3月利用分、R5年度は見込み）

## ③ 居住系サービス

居住系サービスは、令和4年度時点で、グループホームの利用が60人、施設入所支援の利用が35人となっています。

### ■居住系サービスの利用人数の推移

		第5期（実績）			第6期（実績）		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
居住支援・施設系サービス	人数	78	83	83	86	95	97
自立生活援助	人数	0	0	0	0	0	0
	共同生活援助（グループホーム）	人数	43	51	50	52	60
施設入所支援	人数	35	32	33	34	35	33

出典：岩沼市社会福祉課（各年度3月利用分、R5年度は見込み）

#### ④ 相談支援

相談支援の利用人数は、平成 30 年度以降、増加傾向に転じており、令和 4 年度は 124 人が利用しています。

##### ■相談支援の利用人数の推移

		第 5 期（実績）			第 6 期（実績）		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
相談支援サービス	人数	76	91	93	101	124	95
計画相談支援	人数	76	91	93	101	124	95
地域移行支援	人数	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人数	0	0	0	0	0	0

出典：岩沼市社会福祉課（各年度 3 月利用分、R5 年度は見込み）

#### ⑤ 障害児支援

障害児支援は放課後等デイサービスの利用が多くなっています。

##### ■障害児支援の利用人数・利用日数の推移

		第 5 期（実績）			第 6 期（実績）		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
障害児支援	人数	84	96	116	129	152	164
児童発達支援	人数	13	17	23	30	36	37
	日数	96	183	270	304	382	386
放課後等デイサービス	人数	71	78	90	97	113	124
	日数	934	918	1,327	1,303	1,629	1,736
保育所等訪問支援	人数	0	1	3	2	3	3
	日数	0	1	5	5	3	3

出典：岩沼市社会福祉課（各年度 3 月利用分、R5 年度は見込み）

## 4 アンケート調査の結果概要

### (1) 福祉に関するアンケート調査

- 調査対象：身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療（精神通院）受給者、特定疾患医療受給者（難病）、小児慢性特定疾患医療受給者、手帳なし児<sup>※1</sup>

※1：手帳を持たず、医師の診断書等だけでサービスを受けている18歳未満の方

- 調査期間：令和4年11月23日～令和4年12月9日
- 調査方法：郵送配付・回収
- 配付・回収：以下のとおり

	配付数	回収数 <sup>※2</sup>	回収率 <sup>※3</sup>
全体	900票	430票	47.7%
身体障害者手帳所持者	507票	277票	54.6%
療育手帳所持者	100票	39票	39.0%
精神障害者保健福祉手帳所持者	100票	57票	57.0%
自立支援医療（精神通院）受給者	100票	71票	71.0%
特定疾患医療受給者・ 小児慢性特定疾患医療受給者	75票	59票	78.7%
手帳なし児	18票	3票	16.7%

※2：複数該当者がいるため、各項目の合計と全体の数値は一致しない。

※3：回収率は複数該当者も含まれる割合。

#### ○ 調査結果のみかた

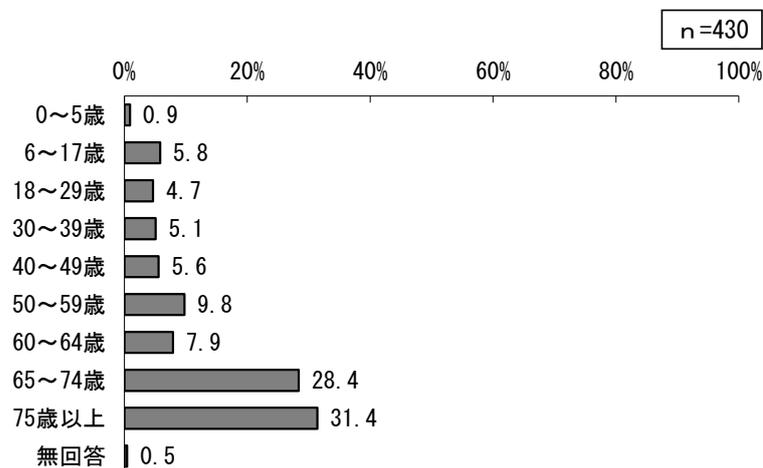
- ・ 調査結果の％は、回答者数に対する各選択肢の回答割合を示しています。「n」は、各設問の回答者数（割合の母数）を示しています。
- ・ 本文および図表の数字に関しては、すべて小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記します。そのため、表記上の割合の合計が100%にならない場合があります。
- ・ 回答割合は、回答者数に対する比率を示しているため、複数回答の設問では、割合の合計が100%を超えることがあります。

## ① 本人・支援者の年齢

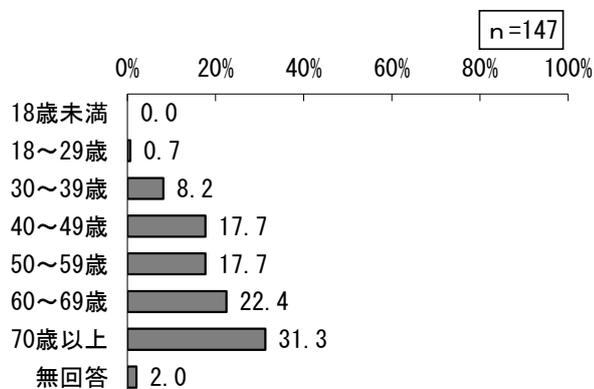
障害のある人本人の年齢は、75歳以上が31.4%で最も多く、次いで65～74歳が28.4%となっており、65歳以上の人全体が全体の約6割を占めています。

支援者の年齢においても、70歳以上が31.3%で最も高く、本人及び支援者の高齢化が進んでいることがうかがえます。

■本人の年齢



■主な支援者の年齢



### 【結果からみる課題】

障害者・支援者の  
高齢化への対応

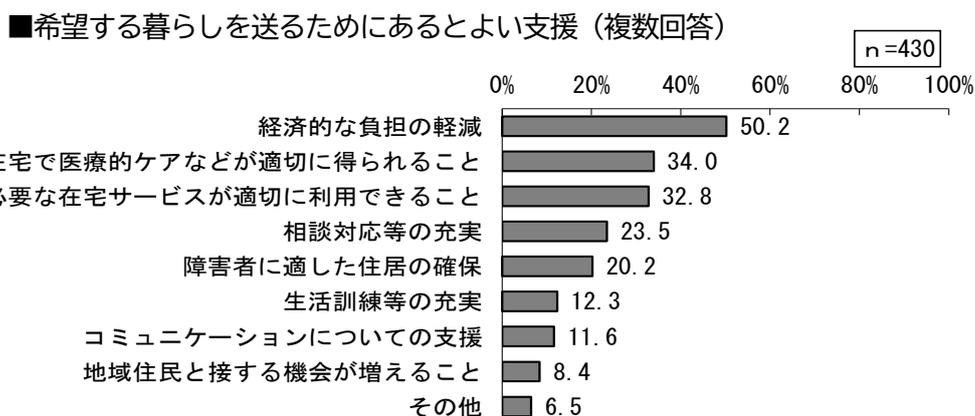
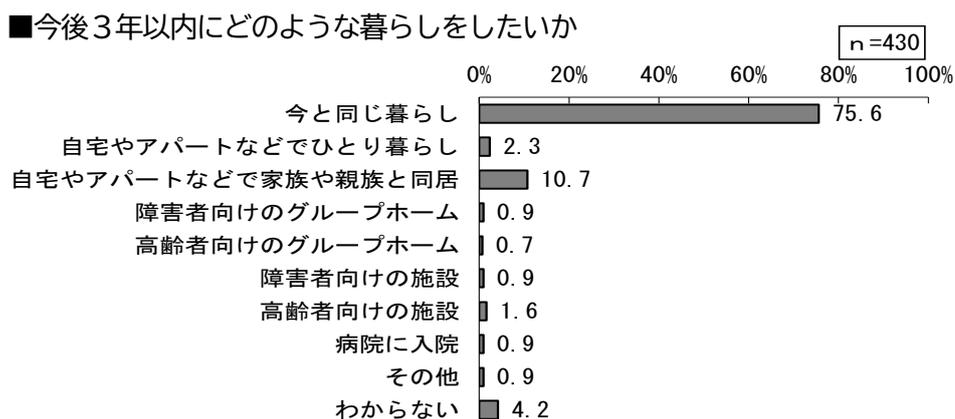
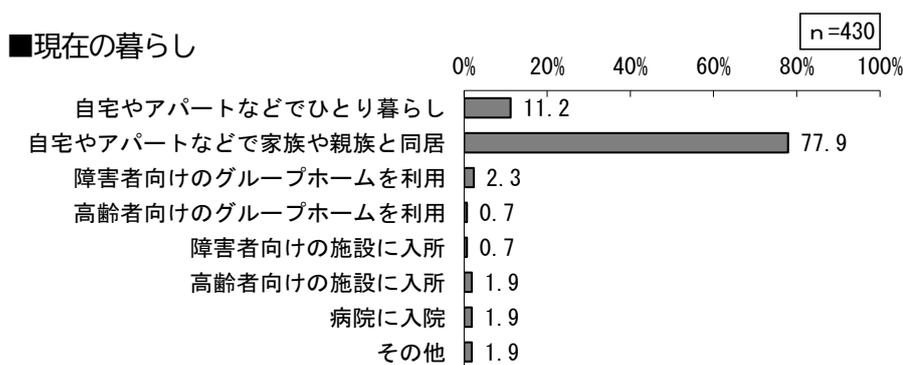


- ニーズの変化等に応じた支援・サービスの展開、充実
- 介護保険サービスとのさらなる連携
- 家族介護者への支援の充実

## ② 住まいや暮らしについて

現在の暮らしについて、約8割の人が「自宅やアパートなどで家族や親族と同居」、約1割の人が「自宅やアパートなどでひとり暮らし」をしており、その大半の人が「今と同じ暮らし」を望んでいます。

希望する暮らしを送るために必要な支援として、「経済的な負担の軽減」、「在宅で医療的なケアなどが適切に得られること」、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が上位に来ています。



### 【結果からみる課題】

在宅生活の継続に向けた支援サービスの充実

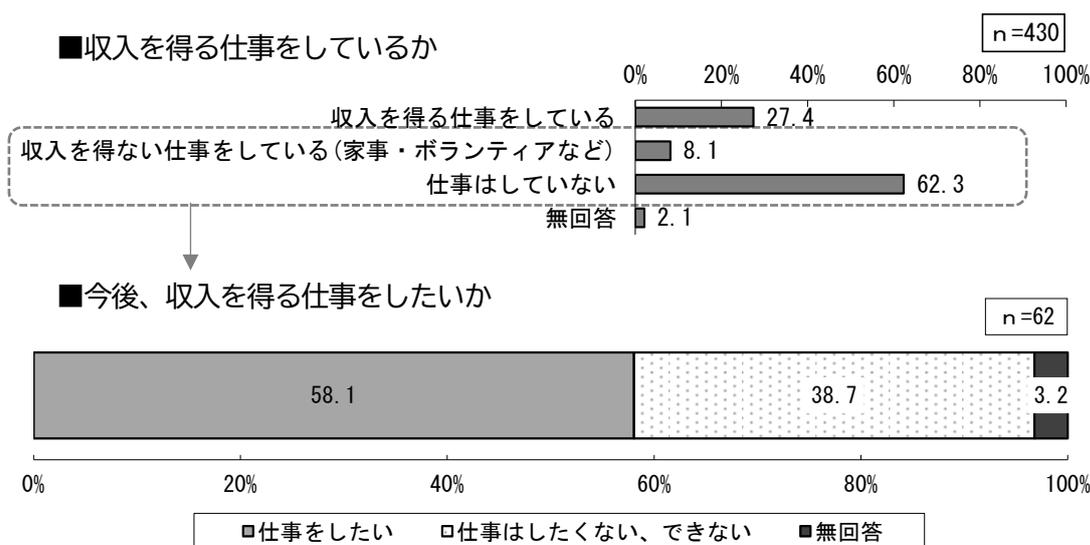
- 障害特性、生活状況等に応じた支援サービスの充実
- 関係機関との連携強化

### ③ 就労の状況

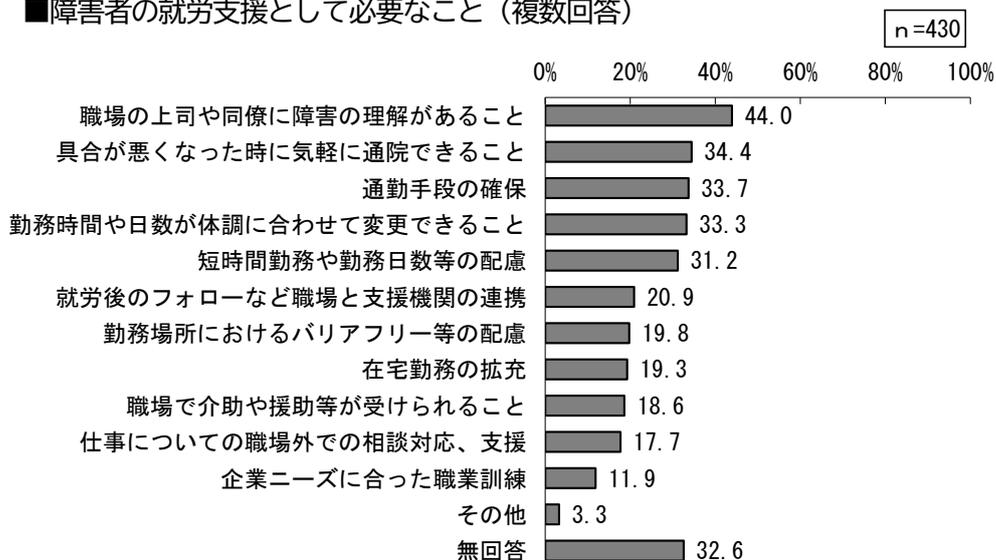
就労状況について、「収入を得る仕事をしている」が27.4%、「収入を得ない仕事をしている」が8.1%、「仕事はしていない」が62.3%となっています。

「収入を得ない仕事をしている」もしくは「仕事はしていない」と回答した人のうち、18歳から64歳の人に、今後、収入を得る仕事をしたいかどうかうかがったところ、「仕事をしたい」が58.1%となっています。

障害者の就労支援として必要なことについて、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が最も多い回答で、次いで「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」、「通勤手段の確保」と続いています。



#### ■障害者の就労支援として必要なこと（複数回答）



#### 【結果からみる課題】

収入を得る仕事に就くための支援の充実



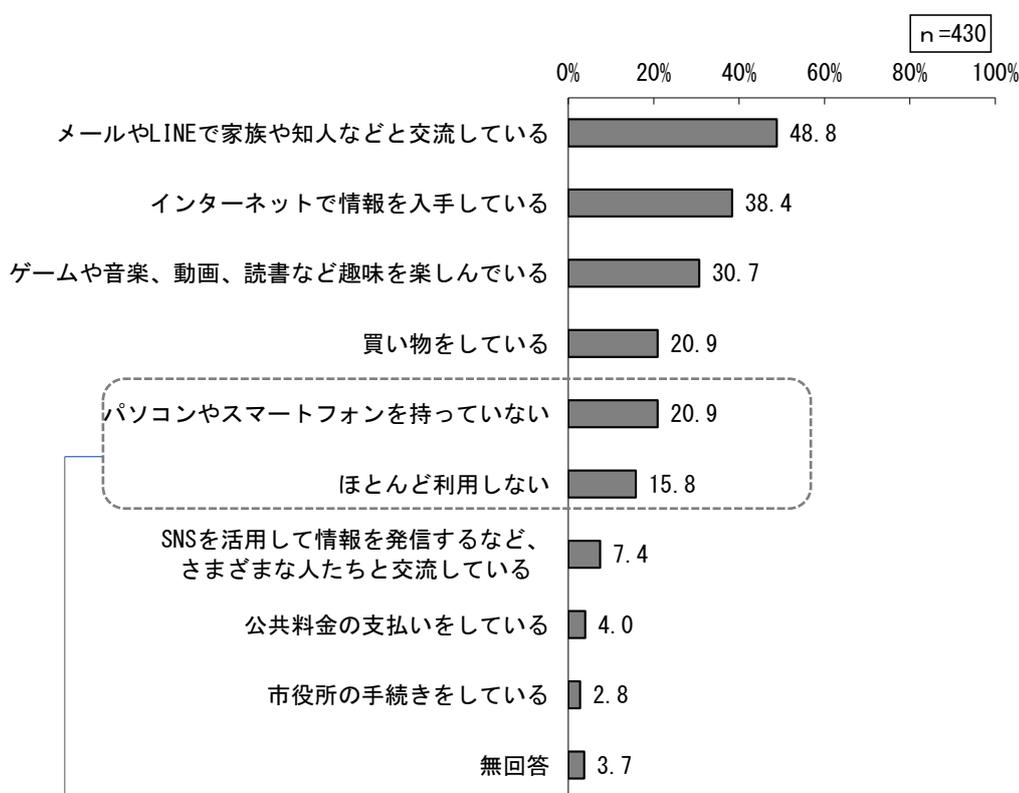
- 収入を得る仕事に向けた就労支援の充実
- 障害者が継続して働くことのできる職場に向けた企業・事業所へのアプローチ

#### ④ 情報通信機器の利用について

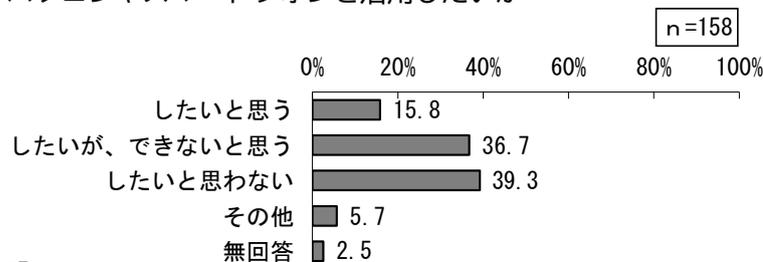
パソコンやスマートフォンの活用について、「メールやLINEで家族や知人などと交流している」との回答が最も多く、次いで「インターネットで情報を入手している」、「ゲーム音楽、動画、読書など趣味を楽しんでいる」と続いています。

「パソコンやスマートフォンを持っていない」もしくは「ほとんど利用しない」と回答した人に、今後、活用したいかどうかうかがったところ、「したい」が15.8%、「したいが、できないと思う」が36.7%となっており、5割以上の人々が活用したい意向を示す一方で、約7割の人が「できないと思う」または「したいと思わない」としています。

■パソコンやスマートフォンの活用方法（複数回答）



■今後、パソコンやスマートフォンを活用したいか



#### 【結果からみる課題】

情報通信機器の利用  
支援、活用の推進

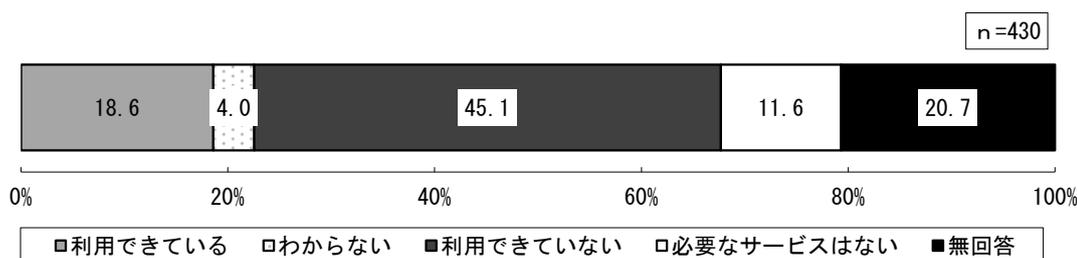
- 障害者の情報通信機器の利活用に向けた支援
- 障害特性に応じた情報取得、意思疎通におけるICT活用の検討

## ⑤ 障害福祉サービス等の利用について

必要な障害福祉サービスの利用が出来ているかどうかについて、「利用できている」が18.6%、「利用できていない」が45.1%で、前回調査と比べて「利用できている」が減少し、「利用できていない」が増加しています。

サービスを利用するときに心配なことについて、「どのようなサービスがあるのか、わからない」が最も高く、次いで「自分がどんなサービスを使えるのか、わからない」、「サービスにかかる料金などの経済的な負担が心配」と続いています。

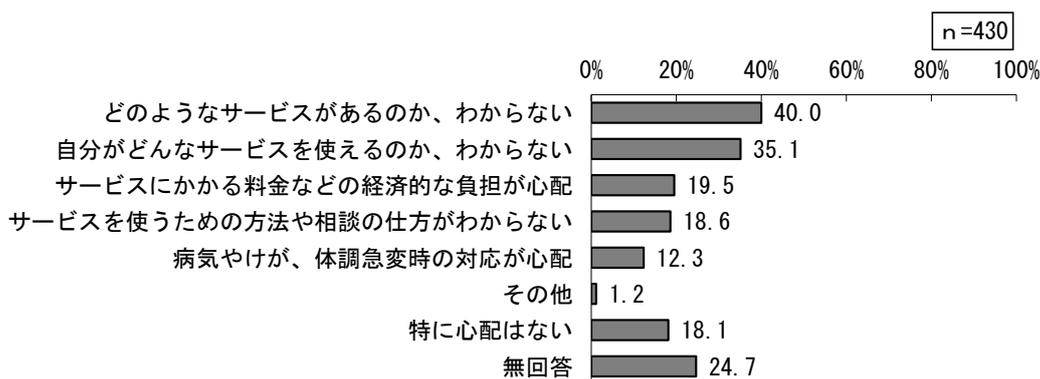
### ■必要なサービスを利用できているか



### 【前回調査との比較】

カテゴリー名	回答数	今回 (%)	前回 (%)	増減
利用できている	80	18.6	34.3	-15.7
わからない	17	4.0	5.1	-1.1
利用できていない	194	45.1	26.6	18.5
必要なサービスはない	50	11.6	18.1	-6.5
無回答	89	20.7	15.9	4.8

### ■サービスを利用するときに心配なこと（複数回答）



### 【結果からみる課題】

必要な福祉サービスを利用できるための情報提供、相談支援の充実

- 様々な機会・媒体を通じた情報提供の充実
- 障害特性に応じた情報取得、意思疎通におけるICT活用の検討

## ⑥ 権利擁護について

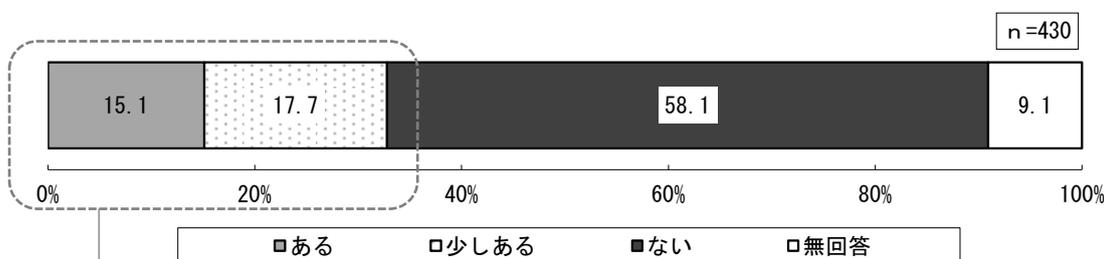
障害があることで差別や嫌な思いをしたことの有無について、「ある」が 15.1%、「少しある」が 17.7%で、合わせると3割以上の方が差別や嫌な思いをしたことがあると回答しています。

「ある」もしくは「少しある」と回答した人に、その場所をうかがったところ、「外出中」が最も高く、次いで「学校・仕事場」、「住んでいる地域」と続いています。

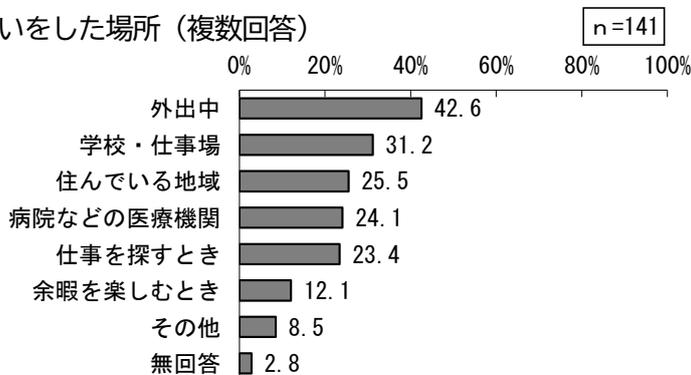
成年後見制度については、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が 42.8%と最も多くなっています。次いで「名前も内容も知らない」(28.8%)、「名前も内容も知っている」(24.9%)と続きます。

前回調査の結果と比べると、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」の割合が増加しています。

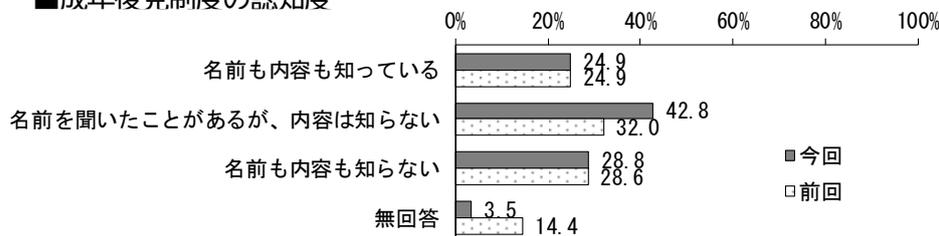
### ■障害があることで差別や嫌な思いをしたことがあるか



### ■差別や嫌な思いをした場所（複数回答）



### ■成年後見制度の認知度



### 【結果からみる課題】

差別解消に向けた取組の推進と成年後見制度の周知及び利用促進

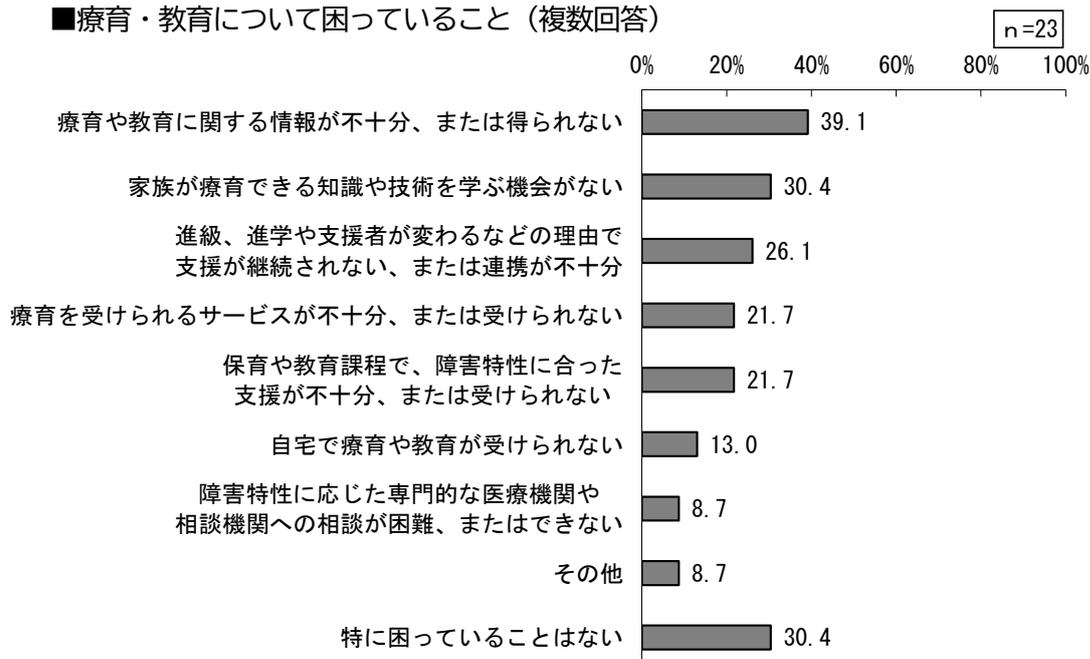
- 障害に関する知識の普及、関心の喚起
- さまざまな機関・団体等へのアプローチ
- 成年後見制度利用促進のための取組の推進

## ⑦ 療育・教育について

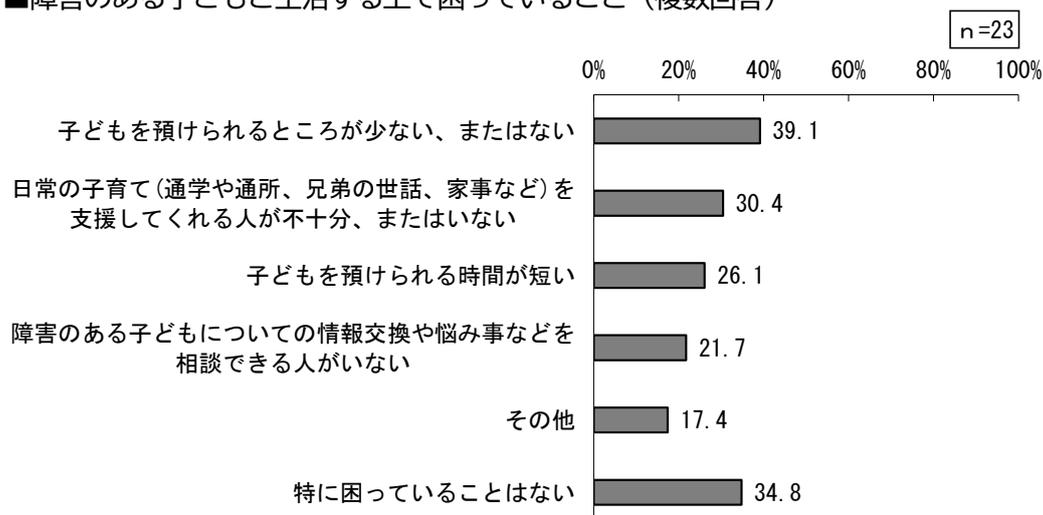
18歳未満の障害のある子どもがいる保護者に、療育・教育について困っていることをうかがったところ、「療育や教育に関する情報が不十分、または得られない」との回答が最も多くなっています。

また、障害のある子どもと生活する上で困っていることについて、「子どもを預けられるところが少ない」との回答が最も多い結果となりました。

### ■療育・教育について困っていること（複数回答）



### ■障害のある子どもと生活する上で困っていること（複数回答）



### 【結果からみる課題】

療育・教育に関する  
情報提供の充実



- 療育・教育に対する情報提供の充実
- 発達障害に対する療育・教育体制の充実

## (2) 関係団体等アンケート調査の結果概要

- 調査対象：岩沼市身体障害者福祉協会、岩沼市心身障害児者親の会、  
岩沼市精神保健福祉家族会すずかぜ、手話サークルたけこま会
- 調査期間：令和5年7月3日～7月18日
- 調査方法：郵送配付・回収

### ① 活動上の課題

会員数、担い手の減少	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規入会する人が少なく、高齢となって退会する人が多い。</li> <li>・役員が高齢となり、活動が思うようにできない。</li> </ul>
------------	---

### ② 今後、力を入れていきたい取組

会員の確保、入会促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若い会員を増やしていきたい。</li> <li>・どうしたらいいか思い悩んでいる家族を仲間として迎えたい。</li> <li>・皆で楽しく手話を勉強していきたい。</li> </ul>
障害に対する理解促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育で精神疾患についての正しい知識を学び、精神障害者に対する差別・偏見をなくしていきたい。</li> </ul>

### ③ コロナ禍前後の変化

交流機会の減少	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍で集まる機会がなくなっている。</li> <li>・障害者、支援者ともに感染拡大をおそれて自ら外出を控えている。</li> <li>・社会全体が外出を自粛し、それに慣れてしまっている。</li> <li>・コロナ禍で作業工賃も減少している。</li> </ul>
---------	---

### ④ 障害のある人が自分らしく安心して暮らしていくために必要なこと

本人・家族	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲間との交流や経験・体験を通じて知識を学ぶ。</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害特性を正しく理解してほしい。</li> <li>・活動機会を通じて精神疾患の理解を深めてほしい。</li> <li>・手話学習・体験をもっと広めたい。</li> </ul>
公的サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援事業から適切なアドバイス・助言がほしい。</li> <li>・公的サービスの理解促進と利用促進に向けた適切なアドバイスがほしい。</li> <li>・きめ細かなサポート、相談</li> <li>・啓蒙活動、広報</li> <li>・手話ができる人を増やしてほしい</li> </ul>



## 第3章 取組状況の評価と今後の課題

- 1 第3期障害者計画の評価
- 2 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画  
における成果目標の達成状況
- 3 これからの障害者施策の課題・方向性



# 1 第3期障害者計画の評価

第3期障害者計画に掲げられている施策の各取組については、下記の基準により、事業主管課において評価を行いました。

評価	基準
A	実施し、概ね有効に機能している
B	実施したものの、課題が残る
C	一部未実施

## (1) 基本目標1 自分らしく暮らせる障壁のない地域をつくる

### ■取組状況

基本施策	評価	強化する取組
1 総合的な障害福祉システムの構築	B	・複合的課題解決への縦割りを超えた連携体制の構築
2 相互理解の推進	B	・地域住民との交流機会の拡充 ・小・中学校や保育所、放課後児童クラブ等での理解促進
3 次世代を担う子どもたちへの福祉教育の充実	B	—
4 ユニバーサルデザインの推進	A	—
5 芸術文化、スポーツ活動の充実	B	—
6 障害者就労の総合的支援の推進	B	—
7 障害者の防災対策の推進	B	・災害時の協力体制の構築 ・災害発生時の福祉避難所の開設

### (未実施の取組)

- ・複合的課題解決への縦割りを超えた連携体制の構築
- ・地域住民との交流機会の拡充

## (2) 基本目標2 自らの能力を生かし、生きがいや役割をもてる支援体制をつくる

### ■取組状況

基本施策	評価	強化する取組
1 障害者を支える相談支援体制の充実	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹相談支援体制の構築</li> <li>・障害児に対するサービス提供体制の確保</li> <li>・発達障害に対応した支援体制の構築</li> </ul>
2 障害者を支える地域の福祉サービスの充実	A	—
3 障害者を支える人づくり	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族が支援を学ぶ機会の提供</li> <li>・家族の情報交換の場の確保</li> <li>・障害児保育・学童保育の充実</li> </ul>

## (3) 基本目標3 障害のある方の人権や権利をみんなで守る

### ■取組状況

基本施策	評価	強化する取組
1 意思決定支援の充実	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的な金銭管理や財産管理の支援</li> <li>・成年後見制度の利用促進</li> </ul>
2 障害者虐待の防止対策の推進	A	—
3 障害を理由とする差別の解消	A	—

## 2 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画における 成果目標の達成状況

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標等	R3実績	R4実績
地域生活移行者数	4人	1人	0人
削減者数	1人	1人	0人

### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標等	R3実績	R4実績
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	3回	4回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	14人	87人	80人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	0回	0回
精神障害者の地域移行支援利用者数	1人	0人	0人
精神障害者の地域定着支援利用者数	1人	0人	0人
精神障害者の共同生活援助利用者数	16人	20人	26人
精神障害者の自立生活援助利用者数	1人	0人	0人

### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	目標等	R3実績	R4実績
地域生活支援拠点等の確保設置箇所数	(整備済み)	1か所	1か所
機能の充実に向けた検証・検討の実施回数	1回	1回	1回

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等令和5年度の一般就労移行者数

項目	目標等	R3実績	R4実績
令和5年度の一般就労移行者数	9人	6人	9人
令和5年度の就労移行支援における一般就労への移行者数	7人	5人	7人
令和5年度の就労継続支援A型における一般就労への移行者数	1人	1人	1人
令和5年度の就労継続支援B型における一般就労への移行者数	3人	0人	1人
令和5年度の就労定着支援利用者数	5人	10人	9人
令和5年度の就労定着率8割以上の事業所数	70%	—	—

## (5) 障害児支援の提供体制の整備等

項目	目標等	R3実績	R4実績
児童発達支援センター	近隣市町での設置も視野に整備	0か所	0か所
保育所等訪問支援（利用可能事業所）	（構築済み）	2か所	2か所
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	近隣市町での設置も視野に整備	0か所	4か所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	近隣市町での設置も視野に整備	3か所	5か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	（設置済み）	1か所（1回）	1か所（3回）
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	近隣市町での設置も視野に1人配置	0人	0人

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

項目	目標等	R3実績	R4実績
相談支援体制の充実・強化に向けた体制確保	基幹相談支援センター又は重層的な相談窓口の設置	0か所	0か所
総合的・専門的な相談支援	実施する	1か所	1か所
地域の相談支援体制の強化	専門的な指導・助言件数 2件	5件	8件
	人材育成の支援の件数 6件	18件	21件
	相談機関との連携強化の取り組みの実施回数3回	19回	23回

## (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

項目	目標等	R3実績	R4実績
サービスの質の向上を図るための体制構築	構築する	未	未
県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修その他の研修への市職員の参加人数	2人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の事業所や関係自治体等との共有	2回	未	未

### 3 これからの障害者施策の課題・方向性

時代潮流や国の動き、障害のある人の現状やアンケート調査、関係団体ヒアリングの結果、現行計画の評価等を踏まえ、これからの障害者施策の課題と方向性を以下のとおり整理しました。

【時代】時代潮流 【国】第5次障害者基本計画・第7期障害福祉計画等基本指針 【現状】岩沼市現状  
 【アンケート】福祉に関するアンケート調査 【団体】関係団体等アンケート調査 【評価】現行計画評価

課題	方向性	時代	国	現状	アンケート	団体	評価
(1)地域とのつながり	①地域住民や本人・家族同士の交流機会の充実	○				○	
	②安心して外出できる環境づくり	○				○	
	③各種団体の活動支援					○	
(2)権利擁護と差別解消	①様々な機会を通じた障害に関する知識の普及と理解促進				○	○	
	②成年後見制度の周知と利用促進				○		
	③虐待防止に向けた取組の推進		○				
(3)療育・教育の充実	①療育・教育に関する情報提供の充実				○		
	②発達障害に対応した支援体制の構築				○		
	③インクルーシブ教育の推進		○				
(4)経済的自立支援	①一般就労への移行・定着を支援する取組の推進						○
	②工賃向上のための取組の推進						○
	③多様な働き方ができる就労環境づくり				○	○	
(5)相談支援体制の充実	①基幹相談支援体制の構築						○
	②複合的課題解決のための支援体制の整備						○
	③相談窓口の周知、相談しやすい体制・環境づくり				○	○	
(6)障害児支援の充実	①児童発達支援センター機能の設置						○
	②医療的ケア児への支援体制の強化						○
	③障害児保育・学童保育の充実						○
(7)福祉サービス・生活支援の充実	①障害特性、ニーズの変化に応じた支援・サービス提供の充実			○	○		
	②介護家族に対する支援の充実				○		
	③福祉人材の確保に向けた取組の推進			○			
(8)ICT・AI等の活用促進	①障害特性に応じた情報提供		○		○		
	②コミュニケーション支援・見守り、遠隔での相談支援における活用等	○					
(9)多分野・多職種連携	①保健・医療や介護保険等と連携した切れ目のない支援体制の構築			○	○		



## 第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念
2. 基本的視点
3. 基本目標と展開
4. 施策の体系



# 1 基本理念

---

本市のまちづくりの基本的な方向性や道筋を示している「岩沼市総合計画」（令和6年度～令和15年度）では、目指す将来像として「ひとが集い 輝くまち いわぬま」を掲げ、保健福祉分野では「一人ひとりが住みよいまちづくり」を目指し、すべての市民が住み慣れた地域でいつまでも健康で生きがいを持って暮らせる環境づくりや、地域でつながりを持ちながら安心して生活を送ることのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めています。

また、本市の福祉における共通理念を示している「岩沼市地域福祉計画」では、目指す地域福祉の姿（基本理念）として「みんなが安心していきいきと暮らせるまちづくり」とし、住民一人ひとりがつながりを大切にし、誰もが疎外感を抱くことなく、支え合いの輪が築かれ、「これからもこの地域で暮らしたい」という「安心感」を得られる地域社会を目指しています。

コロナ禍による外出自粛や行動制限により、交流機会が減少し、見守り活動が制限されてきたことから、地域における「つながり」の重要性が再認識されています。また、コロナ禍における心身の健康への影響や、全国的に甚大な被害をもたらす自然災害の発生等により、安全・安心に対するニーズが高まっています。

そこで、本計画の基本理念を「障害があっても 地域のつながりの中で いきいきと安心して暮らせるまち いわぬま」とし、障害のある人が、自らの決定に基づき、誰もが必要な支援を受けながら、自らの能力を最大限発揮しつつ、自己実現できるよう支援します。また、地域における様々なつながりの中で、相互に尊重し合い、見守り、支え合いながら、自分らしく、安全に安心して暮らしていくことができる地域共生社会の実現を目指します。

**障害があっても 地域のつながりの中で  
いきいきと安心して暮らせるまち いわぬま**

## 2 基本的視点

---

基本理念に基づき計画を推進するにあたり、すべての施策に共通する基本的な視点を以下のとおりとします。

### (1) 地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。

市民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりを進めるとともに、複雑化・複合化する課題に対応できるよう、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保や包括的な支援体制の構築に取り組みます。

### (2) 人権の尊重とインクルージョン

本計画の根拠法となっている障害者基本法では、障害の有無にかかわらず、生まれながら等しく基本的人権を持つ、かけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。

全ての人々が等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重され、障害があっても必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加することができ、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるための取組を推進します。

### (3) コロナ禍後のつながり・自立生活支援

令和2年から始まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、数年間にわたる様々な活動の自粛や外出制限等を余儀なくし、人と人、人と社会をつなぐ機会が奪われたことで、障害のある人の心身の状態や暮らしに大きな影響を及ぼしました。

コロナ禍後において、安心して活動できる環境づくりを進め、様々な交流を通じて地域におけるつながりを再構築するとともに、生きがい活動や就労等、自立及び社会参加を支援するための取組を推進します。

### 3 基本目標と展開

基本理念の実現に向けて、基本目標を以下のとおりとします。各基本目標では、3つの基本的な視点を踏まえた施策展開を図ります。

#### 基本目標1 自分らしく、ともに生きる地域をつくる

障害があっても、分け隔てられることなく、誰もがもつ人権や権利が守られ、お互いに尊重しあいながら、ともに生きる地域の実現を目指します。

##### ■基本施策

- 1-1 障害について学びあう
- 1-2 権利を守り、差別をなくす
- 1-3 情報や声を届ける
- 1-4 多様な交流機会をつくる

#### 基本目標2 能力を活かし、生きがいや役割をもてる地域をつくる

障害があっても、一人ひとりが持つ個性や能力を十分に生かしながら、生きがいと役割をもつことができる地域の実現を目指します。

##### ■基本施策

- 2-1 個性・能力を伸ばす
- 2-2 働くことを支える
- 2-3 文化芸術・スポーツに親しむ

#### 基本目標3 安全・安心に暮らせる地域をつくる

障害があっても、地域での見守り、支え合いの中で、安全に安心して暮らしていくことができる地域の実現を目指します。

##### ■基本施策

- 3-1 相談しやすい体制をつくる
- 3-2 暮らし・生活を支える
- 3-3 災害や犯罪等から守る
- 3-4 誰もが暮らしやすい環境をつくる

## 4 施策の体系

基本理念	基本目標	施策	取組
いきいきと安心して暮らせるまち 障害があっても地域のつながりの中で いわぬま	基本目標1 自分らしく、ともに 生きる地域をつくる	1-1 障害について学びあう	①広報・啓発活動 ②教育を通じた理解促進 ③ボランティア活動の促進
		1-2 権利を守り、差別をなくす	①成年後見制度等の利用促進 ②障害者虐待防止対策の推進 ③差別解消に向けた取組の推進
		1-3 情報や声を届ける	①障害特性に応じた情報発信・提供の推進 ②コミュニケーション支援の充実 ③障害のある人の政策決定過程への参画
		1-4 多様な交流機会をつくる	①地域住民との交流機会の拡充 ②移動支援の充実
	基本目標2 能力を生かし、生き がいや役割をもてる 地域をつくる	2-1 個性・能力を伸ばす	①インクルーシブ保育・教育の推進 ②生涯を通じた多様な学習活動・能力開発支援の充実
		2-2 働くことを支える	①障害者雇用の促進 ②就労支援の充実
		2-3 文化芸術・スポーツに親しむ	①文化芸術の推進・支援 ②障害者スポーツの推進・支援
	基本目標3 安全・安心に暮らせ る地域をつくる	3-1 相談しやすい体制をつくる	①相談窓口周知の強化 ②相談体制の強化 ③包括的な支援体制の構築 ④障害福祉システムの向上
		3-2 暮らし・生活を支える	①意思決定支援の充実 ②障害福祉サービス等の充実 ③家族支援の充実 ④ピアサポートの充実
		3-3 災害や犯罪等から守る	①災害時の避難支援・協力体制の構築・強化 ②防犯・消費者トラブル防止対策の推進
		3-4 誰もが暮らしやすい環境を つくる	①バリアフリー化の推進 ②ユニバーサルデザイン社会の構築

## 第5章 施策・取り組みの総合的展開

- 基本目標1 自分らしく、ともに生きる地域をつくる
- 基本目標2 能力を生かし、生きがいや役割をもてる  
地域をつくる
- 基本目標3 安全・安心に暮らせる地域をつくる



## 基本目標1 自分らしく、ともに生きる地域をつくる

---

障害があっても、分け隔てられることなく、人権や権利が守られ、お互いに尊重しあいながら、ともに生きる地域の実現を目指します。

そのためには、地域社会で「障害のあるなしにかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現」を目指さなくてはなりません。

福祉に関するアンケート調査では、「周りの人は障害のある人への関心や理解がない」と思う人が約2割で、その理由として「関心や理解につながる機会が全くない」「個性だといわれてしまう」「外見上ではわからない」等の意見が聞かれました。また、3割強の人が差別や嫌な思いをしたことがあると回答し、その場所として外出中のほか、学校や仕事場、住んでいる地域等が上位に来ています。

相互を尊重し、認め合う社会の実現を目指すためには、様々な機会を通じて障害に対する関心や理解を深めていくことが重要です。「心のバリアフリー」を推進するため、障害に関する正しい知識の普及啓発、障害のある人と地域住民等との交流機会を拡充していきます。

また、障害への関心・理解と合わせて、障害の有無にかかわらず、全ての人の人権が守られなければなりません。障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、学校等での福祉教育の推進、企業や諸団体に向けた啓発活動等を行うとともに、福祉に関するアンケート調査の結果から、約7割の人が知らないと回答した「成年後見制度」についても周知を図っていく必要があります。

さらに、ともに生きる地域をつくるためには、障害のある人が地域社会の一員としての役割を担っていくことも重要です。障害特性に応じた情報提供や意思疎通支援の充実を図り、障害のある人の意見をまちづくりに反映させていくための取組を推進します。

## 1-1 障害について学びあう

### 【目指す姿】

より多くの市民が障害についての理解を深め、障害の有無による分け隔てなく、一人ひとりの特性や違いを尊重し合いながら暮らしている。

#### ① 広報・啓発活動

「障害者週間」等の機会において、市民や地域、企業・事業所等に対する広報・啓発活動を推進します。また、障害に対する理解を深めるための各種講座や研修等を実施します。

取組名	取組内容	主管課
情報発信・啓発活動	市広報、市のホームページ、SNS、パンフレット等を活用し、広く情報を発信します。また「障害者週間」等に合わせて、啓発活動を行い市民や地域の障害理解を深めます。	社会福祉課
理解促進研修・啓発事業	地域や学校、企業等において、障害のある人に対する理解を深めるための各種講座や研修等を行い「社会的障壁」を取り除きます。	社会福祉課

#### ② 教育を通じた理解促進

小・中学校において、障害についての正しい知識を習得する機会を設けるとともに、子どもたちが、障害の有無にかかわらず、共に学び、交流すること等を通じて、障害に対する理解を深める機会の拡充を図ります。

取組名	取組内容	主管課
小・中学校における福祉教育の推進	社会福祉協議会等と連携し、福祉に関する学習の機会を設け、障害のある人に対する理解と認識を深めるための教育を推進します。	学校教育課
小・中学校や保育所、放課後児童クラブ等での理解促進	小・中学校や保育所、放課後児童クラブにおいて、障害のある子どもと障害のない子どもがともに過ごす交流の場において、相互理解を深めるための活動を一層促進します。	学校教育課 子ども福祉課

### ③ ボランティア活動の促進

障害のある人と交流したり、支えたりするボランティア活動を支援し、活動の活性化を図ることで、活動を通じた理解促進につなげます。

取組名	取組内容	主管課
ボランティアの養成	自発的活動支援事業等において、住民を対象に、ボランティアの養成講座等を行います。	社会福祉課
ボランティア団体等の活動支援	地域で活動するボランティア団体等に対し、活動の場の提供、人材育成等における活動の支援を行います。	社会福祉課 まちづくり政策課
ボランティア活動への参加促進	ボランティア体験機会の拡充等を通じて、より多くの市民のボランティア活動参加を促進します。	社会福祉課

## 1-2 権利を守り、差別をなくす

### 【目指す姿】

すべての人の人権が尊重され、あらゆる場面において障害を理由とするいかなる差別もされることなく、権利が守られている。

#### ① 成年後見制度等の利用促進

知的障害や精神上的の障害により判断能力が十分でない人の金銭管理や財産管理を支援するとともに、成年後見制度の適切な利用を促進するための支援を行います。

取組名	取組内容	主管課
日常的な金銭管理や財産管理の支援	日常的な金銭管理や財産管理の支援、相談について関係機関と連携に努め、制度等の利用促進を図ります。	社会福祉課
成年後見制度の利用促進	成年後見制度利用促進のため、制度を利用する可能性のある本人やその家族、地域住民、福祉・司法等の関係者を対象に効果的な広報活動を実施するとともに、成年後見制度の利用に関する相談窓口の周知に取組みます。	社会福祉課 介護福祉課
各関係機関との連携強化	各関係機関それぞれが担う役割・機能について相互理解を深め、円滑かつ効果的に連携・協力して活動できるしくみを整備します。	社会福祉課 介護福祉課
相談機能の強化	相談機能強化のため、支援者等を対象とした勉強会・研修会を実施し、支援を必要とする人が必要な支援を受けられるよう、支援者等のスキルアップを図ります。	社会福祉課 介護福祉課

#### ② 障害者虐待防止対策の推進

障害者虐待防止に関する啓発や関係機関の連携強化等により、虐待防止及び早期発見と迅速かつ適切な対応に向けた取組を推進します。

取組名	取組内容	主管課
虐待防止に関する取組み	市広報、市のホームページや、パンフレット等により、普及啓発に努めるとともに、相談窓口の周知を図ります。 また関係機関と連携し虐待の防止に努めます。	社会福祉課
事業所等への権利擁護研修	事業所等を対象に研修等を実施します。	社会福祉課

取組名	取組内容	主管課
虐待防止のための協力体制の整備	虐待事例から地域の関係機関との支援・協力体制における課題を抽出し、その体制強化に努めます。	社会福祉課
障害者虐待への早期対応（虐待防止センター）	虐待発生時には障害のある人の保護、居住分離を行うなど、迅速かつ適切な対応に努めます。	社会福祉課
緊急時の受け入れ体制の整備	虐待を受けた障害のある人が一時避難できる居室を継続して確保します。	社会福祉課

### ③ 差別解消に向けた取組の推進

障害を理由とする差別の解消に向けた啓発活動を行うとともに、不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供の徹底に向けた取組を推進します。

取組名	取組内容	主管課
差別解消法の周知、啓発	合理的配慮や不当な差別的取扱いの禁止等、差別解消法について周知、啓発に努めます。	社会福祉課
合理的配慮についての啓発、提供	障害を理由とする差別の解消の推進に関する意識啓発に努めるとともに、合理的配慮の提供について働きかけます。	総務課 社会福祉課
差別解消の推進	自立支援協議会において、障害を理由とする差別の解消における協議を行い、障害者差別を未然に防ぎます。	社会福祉課

## 1-3 情報や声を届ける

### 【目指す姿】

障害の特性にかかわらず、すべての人に必要な情報がしっかり届いている。また、障害のある人の意見をまちづくりに活かすことができている。

#### ① 障害特性に応じた情報発信・提供の推進

聴覚障害や視覚障害、知的障害など、障害特性にかかわらず誰もが必要な情報を得ることができる方法での情報発信・提供を推進します。

取組名	取組内容	主管課
情報機器の普及とわかりやすい情報発信	視覚障害のある人が使用する音声コードをはじめとする障害のある人への情報機器の普及を図ります。また、広報誌や市のホームページ、SNS等に掲載する記事ヘルプを振る、イラストを活用する等、表現方法を工夫した、わかりやすい情報の提供に取り組めます。	社会福祉課 まちづくり政策課
デジタル技術活用の推進	音声認識、文字認識等を活用したデジタル機器・サービス等の活用に向けた取組を推進し、デジタルデバイド（情報格差）解消に向けた取組を検討します。	社会福祉課 デジタル化推進室

#### ② コミュニケーション支援の充実

手話通訳者や要約筆記者等の意思疎通支援者の育成・確保を図りつつ、市受付窓口への配置や様々な場面への派遣を行います。

取組名	取組内容	主管課
手話通訳者、要約筆記者の配置、派遣	市受付窓口における手話通訳者等の配置に努めるとともに、手話通訳者、要約筆記通訳者等の派遣事業を継続します。	社会福祉課
手話奉仕員の養成	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙と手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。	社会福祉課

### ③ 障害のある人の政策決定過程への参画

障害者福祉政策をはじめ、様々な分野におけるまちづくりに障害のある人の状況や意見等を反映させるため、政策決定過程への当事者の参画機会の拡充を図ります。

取組名	取組内容	主管課
委員会への当事者等の任用	市の各種計画策定等、政策決定過程において、障害のある人や当事者団体、支援団体の代表者等を委員として任用します。	社会福祉課
各種アンケート調査・ヒアリング等の実施	各種計画策定等、政策決定過程において、障害のある人や当事者団体、支援団体等を対象としたアンケート調査やヒアリング等の実施に努めます。	社会福祉課

## 1-4 多様な交流機会をつくる

### 【目指す姿】

地域において、障害の有無にかかわらず、多様な交流がなされ、交流を通じて障害に対する理解が深まっている。

#### ① 地域住民との交流機会の拡充

障害者団体や福祉団体等が取り組む各種活動やイベント、自主生産品の販売等において、地域住民の参加を促進するとともに、障害のある人の地域活動等への参加を促進し、それらを通じて障害のある人と地域住民が交流する機会の拡充を図ります。

取組名	取組内容	主管課
各種活動・イベント等における交流の促進	障害者団体や福祉団体が開催するスポーツ・文化・芸術活動やイベントを支援します。	社会福祉課 生涯学習課
障害者自主生産品販売における交流機会の拡充	販売を通じた就労支援の場を継続します。また、市等が行う様々なイベントにおいて、福祉サービス事業所等が作品や生産物等を販売できるよう支援します。	社会福祉課
障害のある人の地域活動等への参加促進	障害福祉サービス事業所や自治会、市民活動団体との連携・協力により、障害のある人の地域における行事や活動への参加を促進します。	社会福祉課 まちづくり政策課

#### ② 移動支援の充実

外出が困難な人の外出を支援し、交流活動への参加を促進するため、移動支援事業の充実を図ります。

取組名	取組内容	主管課
移動支援の充実	移動が困難な人に対してガイドヘルパーが行う移動支援事業を行う事業所の確保・充実及び利用促進を図ります。	社会福祉課

## 基本目標２ 能力を生かし、生きがいや役割をもてる地域をつくる

---

障害があっても、一人ひとりが持つ個性や能力を十分に生かしながら、生きがいと役割をもつことができる地域の実現を目指します。

一人ひとりの個性や能力を伸ばしていくためには、それぞれの特性や状態に応じた教育が必要です。また、それらを活かし、地域社会の中で役割をもって暮らしていくためには、各ライフステージで分断されることなく、就学前から卒業後、さらに就労や生きがいづくりに至るまで、一貫して支援していくことが重要です。

障害のある子どもの自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、障害の有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けることができるよう、合理的配慮を提供しつつ、個別の指導計画や教育支援計画の活用等を通じて、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けることのできるインクルーシブ保育・教育を推進します。

また、障害のある人が地域で質の高い自立した生活を営むためには、就労は重要な要素となります。福祉に関するアンケート調査では、現在仕事をしていない、あるいは収入のない仕事をしている人のうち、約6割の人が今後、収入のある仕事をしたいと回答しています。働く意欲があり、障害のある人がその適性に応じて能力を十分発揮できるよう、多様な就労機会の確保に努めます。

さらに、一生を通じて自らの可能性を追求し、また、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じた学習やスポーツ、文化芸術活動に親しむ機会の充実を図るとともに、活動を通じて多様な交流が行なわれるための取組を推進します。

## 2-1 個性・能力を伸ばす

### 【目指す姿】

障害の有無に関わらず、個々に合った支援を受けながら、個性や能力が伸ばされ、能力を発揮することができている。

#### ① インクルーシブ保育・教育の推進

一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズ等を踏まえたきめ細かな指導・支援や合理的配慮の提供等を通じて、可能な限り共に教育を受けることのできる体制を整備します。

取組名	取組内容	主管課
個別の指導計画・教育支援計画の作成・活用	就学前から義務教育、就労までを見通した切れ目のない指導・支援を受けることができるよう、関係部局との連携を図りながら、個別の指導計画や教育支援計画の作成及び活用に取り組みます。	学校教育課 健康増進課 子ども福祉課 社会福祉課
多様な支援ニーズへの対応	特別支援教育コーディネーターを中心にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や特別支援教育支援員を活用しながら、多様な支援ニーズに応じた支援を行います。	学校教育課
特別支援教育支援員及び学校指導助手の配置	特別支援教育支援員及び学校指導助手を継続して配置し、学校における生活介助や学習支援を行います。	学校教育課
学校における合理的配慮の提供	一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズを把握し、学校や本人・保護者間で相談し、合理的配慮の提供を図ります。	学校教育課
障害児保育・学童保育の充実	研修等により保育士や支援員の能力の向上に努めるとともに、母子保健、障害福祉部門や学校等が連携し障害児保育等の充実を図ります。また、保育士の確保や民間事業所に対する補助金の交付に取り組みます。	子ども福祉課
特別支援連携協議会による各部局の連携強化	特別支援連携協議会において、保健、保育、教育、障害等の各部局の連携強化を図り、切れ目のない支援体制を構築します。	学校教育課

## ② 生涯を通じた多様な学習活動・能力開発支援の充実

学校卒業後においても、社会で自立して生きるために必要な力をつけていくことができるよう、障害のある人の生涯を通じた学びや能力開発に向けた主体的な取組を支援します。

取組名	取組内容	主管課
スキルアップ・資格取得支援	障害のある人がスキルアップや資格取得を促進するため、関連する情報提供の充実等に努めます。	社会福祉課
市民図書館における点字図書等資料の充実	市民図書館の資料として、引き続き点字図書、大活字本、LLブック、マルチメディアデイジー等の充実を図り、貸し出しを行えるよう努めます。	生涯学習課

## 2-2 働くことを支える

### 【目指す姿】

障害のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮しながら働くことができ、生きがいや経済的自立のための収入を得ている。

#### ① 障害者雇用の促進

障害者雇用に向けた啓発を行うとともに、障害特性に応じた多様な働き方ができる雇用・就労環境の整備を促進します。

取組名	取組内容	主管課
障害者雇用に向けた啓発	市内企業・事業所を対象とした、障害者雇用率制度や各種助成金制度の周知・活用促進等の活動に努めます。	社会福祉課
多様な就労環境の整備促進	短時間労働や在宅就業、ICTを活用したテレワークなど、障害特性に応じた多様な働き方が選択できる体制の整備促進を目指します。	社会福祉課
障害者の職場定着の支援	障害のある人の雇用・定着を図る企業に対する障害者雇用奨励金を支給します。	社会福祉課

#### ② 就労支援の充実

関係機関が連携し、一般企業等への就労を希望する人に対し、障害特性に応じた就労や職場定着に向けた総合的な支援を行います。また、一般就労が困難な障害のある人の就労の場の充実に向けた取組を推進します。

取組名	取組内容	主管課
総合的な就労支援の充実	ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター等の関係機関との連携の強化を図り、障害者雇用に向けた支援を行います。	社会福祉課
一般就労への移行・定着支援の充実	就労移行支援や就労定着支援への給付等により、一般企業等への就職を希望する人を支援します。	社会福祉課
更生訓練費給付事業	障害福祉サービスの決定を受けた生活保護受給者等に対し、更生訓練の経費や通所費用を給付します。	社会福祉課
福祉的就労の場の活性化	福祉施設の受注拡大を進めるため、優先発注の促進や販売機会の拡充に向けた支援を行い、工賃の引き上げを目指します。	社会福祉課

## 2-3 文化芸術・スポーツに親しむ

### 【目指す姿】

障害のあるすべての人が文化芸術活動やスポーツに親しみ、生活に豊かさを感じている。

#### ① 文化芸術の推進・支援

質の高い芸術に触れる機会の拡充を図るとともに、誰もが文化活動に親しむことができるための環境整備を図ります。

取組名	取組内容	主管課
芸術に触れる機会の拡充	文化芸術を鑑賞・体験する機会を拡充するために、利用、鑑賞料金の減免等について検討します。	生涯学習課
文化芸術施設・設備の整備	障害のある人が文化芸術活動に親しむことができるように、施設設備の整備を進めます。	生涯学習課
障害がある人の文化活動への参加促進	地域で文化活動を行う団体の活動において、障害のある人でも気軽に参加できる活動を促進します。	生涯学習課 社会福祉課
発表・交流の場の創出	社会福祉協議会や特別支援学校、市内小中学校等と連携して、障害のある人の芸術作品展示会や交流会の実現に努めます。	生涯学習課 社会福祉課

#### ② 障害者スポーツの推進・支援

障害のある人が地域においてスポーツに親しむことができる施設・設備の整備等を進めるとともに、障害の有無にかかわらず楽しむことができるスポーツの普及や競技スポーツ活動の支援の充実を図ります。

取組名	取組内容	主管課
スポーツ施設・設備の整備	障害のある人がスポーツを楽しむことができるように、施設設備・運動用具の充実に努めます。	生涯学習課
障害者スポーツの推進・支援	障害のある人もない人もともに参加できるスポーツ・レクリエーション教室やイベント等の実現に努めます。	生涯学習課
指導者の育成・確保	障害者スポーツを指導できる人材の育成・確保に努めます。	生涯学習課
競技スポーツ活動の支援	障害者スポーツにおける各種大会への参加を支援します。	生涯学習課

## 基本目標3 安全・安心に暮らせる地域をつくる

---

障害があっても、地域での見守り、支え合いの中で、安全に安心して暮らしていくことができる地域の実現を目指します。

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、障害のある人が地域での自立と参加を目指す生活を基本に、障害特性や一人ひとりの状態、家族を含めた生活状況等に応じた多様なニーズにきめ細かく対応することが必要です。

福祉に関するアンケート調査では、自宅やアパートでの暮らしを希望する人が8割以上と高いことから、在宅生活の継続に向けた支援の充実を推進します。

また、必要な福祉サービスを利用できていないと感じている人や、「どのようなサービスがあるかわからない」、「自分がどんなサービスを使えるのかわからない」人が4割いることから、必要な人が必要なサービスを適切に利用できるための情報提供や相談窓口の周知及び体制強化を図ります。

さらに、昨今、一人ひとりが抱えている課題も複雑化・複合化してきており、今後は様々な分野の関係者や多職種が連携し、包括的に支えていくことができる体制を構築していくことが必要です。

地域で安全に安心して暮らしていくためには、地域での見守りや支え合いが必要です。これらを踏まえ、災害発生時に迅速な避難行動をとることができるよう、地域における協力体制を構築するとともに、犯罪被害や消費者被害から障害のある人を守るため、関係機関との連携強化を図っていきます。

また、障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に外出でき、安心して移動や社会生活を送ることができるよう、地域におけるバリアフリー化の推進やユニバーサルデザイン社会の構築を進めます。

### 3-1 相談しやすい体制をつくる

#### 【目指す姿】

一人ひとりの障害の状態や生活の状況に応じ、自立を目指した相談支援を受けることができている。

#### ① 相談窓口周知の強化

各専門機関と連携し、総合的な相談体制の整備を図ります。また、相談窓口の充実に努めるとともに、相談窓口の周知を図ります。

取組名	取組内容	主管課
障害児者の相談窓口の周知	相談支援事業所を積極的に周知するとともに、民生委員・児童委員との連携等により、認知度向上を図ります。	社会福祉課 まちづくり政策課
各種相談窓口の周知	生活課題に応じた、様々な専門機関や関係機関の相談窓口の周知に努めます。	社会福祉課 まちづくり政策課

#### ② 相談体制の強化

一人ひとりの障害の状態や障害特性に応じた専門性の高い相談支援体制の確保に努めるとともに、各専門機関と関係機関との連携の強化を図ります。

取組名	取組内容	主管課
基幹相談支援体制の構築	地域の相談支援の拠点として、人材育成、地域アセスメント、自立支援協議会の運営等を行い、包括的な相談支援体制を構築します。	社会福祉課
発達障害に対応した支援体制の構築	保健、保育、教育、障害福祉等の各部局の連携強化を図り、切れ目のない支援を提供する体制の構築に努めます。 また、児童発達支援センター機能の設置に向けた検討を継続します。	社会福祉課 子ども福祉課 健康増進課 学校教育課
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を調整するコーディネーターの配置に努めます。	社会福祉課
医療的ケアの支援体制整備	県や近隣市町村と連携し、広域的な支援体制整備に努めます。	社会福祉課
相談支援事業所や障害福祉サービス事業所の人材育成	相談員等の質の向上を図るため、研修の機会や情報交換の場等を確保し、スキルアップに努めます。	社会福祉課

### ③ 包括的な支援体制の構築

自立支援協議会を中心とした包括的な相談支援体制を構築します。また、地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援に関する業務を総合的に行う基幹相談支援センターを設置するとともに、複合的な課題に対応するため、重層的支援体制の整備を推進します。

取組名	取組内容	主管課
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害に対応した地域包括ケアシステムの協議の場を設置し、保健・医療・福祉関係者の連携体制の強化に努めます。	社会福祉課
保健・医療・福祉・教育との連携強化及び体制の充実	疾病や障害の早期発見や重症化予防のため、医療機関や保健所等との連携体制づくりを強化します。 また、ネットワーク会議を開催し、関係機関との連携強化を図ります。	社会福祉課 健康増進課
重層的支援体制の整備	複合化するニーズへ対応できるよう、定期連絡会等を継続しつつ、複合的課題解決に向けた望ましい支援体制の検討を行います。	社会福祉課
支援者支援の体制構築	支援者支援体制として、支援者間の顔の見える関係づくりの場、情報交換できる場であるネットワーク会議を継続して実施していきます。	社会福祉課

### ④ 障害福祉システムの向上

取組名	取組内容	主管課
自立支援協議会の運営	保健・医療・福祉・教育・就労等の支援者で構成される自立支援協議会により、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題解決にむけた取組みを推進します。	社会福祉課
地域生活支援拠点等の整備	障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」に備え、地域生活支援拠点等のさらなる充実を図ります。	社会福祉課

## 3-2 暮らし・生活を支える

### 【目指す姿】

障害のある人が望む暮らしの実現に向けて、自らの決定に基づき、必要な支援を受けながら、地域で自分らしく安心して暮らすことができている。

#### ① 意思決定支援の充実

障害のある人が自らの意思で決定することを支援するため、相談支援専門員や障害福祉サービス事業者等における意思決定支援の質の向上を図ります。

取組名	取組内容	主管課
意思決定支援に関する研修等の実施	相談支援専門員や障害福祉サービス事業所等を対象に研修等を実施します。	社会福祉課
意思決定支援ガイドラインの普及	相談支援専門員や障害福祉サービス事業者等に対する研修等を通じて、意思決定支援ガイドラインの普及に努めます。	社会福祉課

#### ② 障害福祉サービス等の充実

障害のある人とその家族が必要とするサービスを選択して利用できるように、提供基盤の充実を図ります。また、障害のある人の地域生活、在宅生活を支えるための経済的負担を軽減する支援やサービスの充実に取り組みます。

取組名	取組内容	主管課
障害福祉サービスの給付	障害のある人が、その有する能力や適性に応じて自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、介護、訓練等給付を行うとともに、適正な給付の実施に努めます。	社会福祉課
障害児に対するサービスの給付	障害児が障害特性に応じた療育が行えるよう、児童福祉法に基づく障害児通所支援等給付を行います。	社会福祉課
障害児者に対するサービス提供体制の確保	障害のある人やその家族等のニーズを把握し、必要なサービス提供ができる体制の確保に努めます。	社会福祉課
補装具費の給付	障害のある人の身体機能を補完又は代替し、日常生活をしやすいするため、必要な補装具費給付を行います。	社会福祉課
自立支援医療費給付	障害のある人の日常生活の向上のため、障害を軽くし、身体機能を回復させるための自立支援医療費給付を行うとともに、適正な給付の実施に努めます。	社会福祉課

取組名	取組内容	主管課
地域生活支援事業	障害のある人が、その有する能力や適性に応じて自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう「日常生活用具給付事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター事業」等の地域生活支援事業の充実に取り組みます。	社会福祉課
市独自のサービスの給付	福祉タクシー利用助成や燃料費助成等、社会参加の促進や自立を促す市独自のサービス提供により、障害のある人に対する支援の充実に努めます。	社会福祉課
福祉人材の確保・育成・定着	障害福祉サービスを担う人材の確保・育成・定着のため、研修の実施や、障害福祉の現場が働きがいのある職場であることの積極的な周知・広報活動を行います。	社会福祉課

### ③ 家族支援の充実

家族が支援について学ぶ機会の提供や障害者団体等の活動支援、レスパイト支援等を通じて、介護する家族の精神的、身体的な負担の軽減を図ります。

取組名	取組内容	主管課
家族が交流し支援を学ぶ機会の提供	自発的活動支援事業・母子通園施設等にて家族同士が交流し、支援を学ぶ機会を提供していきます。	社会福祉課 子ども福祉課
障害者団体等の活動支援	活動の場の確保や、会員増加に向けた団体の周知を行います。	社会福祉課
家族のレスパイト支援	介護者の介護負担の軽減のため、日中一時支援、短期入所等の提供体制の確保に努めます。	社会福祉課

### ④ ピアサポートの充実

障害のある人やその家族が互いの悩みを共有したり、情報交換したりするピアサポートの充実に向けた取組を推進します。

取組名	取組内容	主管課
ピアサポートの場の充実	障害者同士が出会い、ともに学び支えあう場として、自発的活動支援事業等においてサロン活動を行います。	社会福祉課
ピアサポーターの養成	ピアサポートの場を通じてピアサポーターを担うことのできる人材が養成される仕組みづくりに努めます。	社会福祉課

### 3-3 災害や犯罪等から守る

#### 【目指す姿】

障害のある人が、地域の見守りや支援を受けながら、災害や犯罪被害から身を守り、安全に生活することができる。

#### ① 災害時の避難支援・協力体制の構築・強化

いざというときに適切な避難行動がとれるよう、平常時からの備えを促進するとともに、地域における支援体制の構築を推進します。

取組名	取組内容	主管課
地域による防災体制の構築	防災訓練や防災研修での情報交換等を通して、平時から関係機関や団体と連携・協力するとともに、障害のある人と地域とのコミュニティ形成を支援し、自助力向上に向けた取り組みを支援します。	危機管理課 社会福祉課
情報伝達手段の確保と情報伝達体制の構築	防災無線、SNS 等による、災害時の情報伝達体制の構築に努めます。 また、要配慮者利用施設や避難支援等関係者に対しては、情報伝達の訓練等を重ねていきます。	危機管理課 社会福祉課
災害時の協力体制の構築	災害発生時において、障害特性に応じた、サービス、医療的ケア等の支援が受けられるよう、平時から関係機関・団体との協力体制の構築に努めます。	危機管理課 社会福祉課
災害発生時の福祉避難所の開設	災害発生時は、状況等に応じ、一般避難所で受入れ困難な障害のある人等に対し、協定を結んだ市内事業所等と連携し、福祉避難所を開設します。 また、新たな福祉避難所の拡充に努めます。	危機管理課 社会福祉課

#### ② 防犯・消費者トラブル防止対策の推進

障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、関係機関と連携し、防犯活動や消費者トラブル防止に向けた取組を推進します。

取組名	取組内容	主管課
防犯対策の推進	警察をはじめとする地域の関係機関と連携し、防犯活動を行います。	危機管理課
消費者トラブル防止対策の推進	消費生活相談の窓口や機関を周知する等啓発活動を行います。	危機管理課 産業振興課

### 3-4 誰もが暮らしやすい環境をつくる

#### 【目指す姿】

障害特性に配慮したまちづくりが進められ、地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境が整っている。

#### ① バリアフリー化の推進

障害のある人が安心して暮らせるよう、多くの人が利用する施設等のバリアフリー化や、住宅改修を促進します。

取組名	取組内容	主管課
公共施設等におけるバリアフリー化の推進	道路等における段差の解消を計画的に推進し、障害者等が利用可能なトイレの設置等が必要と認められる公園については、その確保に努めます。	土木課 都市計画課
住宅のバリアフリー化の促進	住宅改修を支援する各種制度を周知するとともに、改修にかかる費用に対する給付や固定資産税の減税等により、住まいのバリアフリー化を促進します。	社会福祉課 介護福祉課 市民・税務課

#### ② ユニバーサルデザイン社会の構築

様々な設備や商品、情報等、あらゆる場面において、障害の有無等にかかわらず、誰にとっても利用しやすく、わかりやすいユニバーサルデザインが導入される社会の構築を推進します。

取組名	取組内容	主管課
ユニバーサルデザインの普及・啓発	様々な機会や媒体、教育等を通じて、ユニバーサルデザインに対する理解を促進するための啓発を行います。	社会福祉課
行政におけるユニバーサルデザインの推進	公共施設における表示、情報発信等におけるユニバーサルデザインの導入に努めます。	全庁

## 第6章 障害福祉計画・障害児福祉計画

1. 令和8年度の目標値の設定
2. 障害福祉サービスの量の見込みと確保方策
3. 障害児福祉サービスの量の見込みと確保方策
4. 地域生活支援事業の実施
5. 地域生活支援促進事業の実施
6. 岩沼市独自事業（その他の事業）の実施



# 1 令和8年度の目標値（成果目標・活動指標）※の設定

※ **成果目標**：実際に行う活動や提供するサービスの結果、どのような効果をどれだけあげることができるのかを表す指標

**活動指標**：どのような活動を行うのか、どのようなサービスを市民に提供するのかなど、行政が行う活動量を表す指標

## (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値として、令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活に移行することを目指しており、令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減するとしています。ただし、令和4年度末において、数値目標が達成されないと見込まれる場合には、未達成割合を加えることとしています。

本市では、施設に入所している障害者が自立訓練等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行できるよう支援します。

■ 目標指標（成果目標については  で記載しています）

項目	目標等	備考
【実績値】 福祉施設入所者数	35人	令和4年度末時点の入所者数
【目標値】 地域生活移行者数	6人	令和4年度末時点の福祉施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。（前回計画の未達成がある場合は、その割合を追加する。）
	17.1%	$35人 \times 6\% \div 2人$ 前回計画の未達成人数4人
【目標値】 削減者数	2人	令和4年度末時点の福祉施設入所者の5%以上削減することを基本とする。（前回計画の未達成がある場合は、その割合を追加する。）
	5.7%	$35人 \times 5\% \div 2人$

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、都道府県において、精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数、精神病院における早期退院率を成果指標として掲げることとしています。市町村においては、以下の活動指標についての見込みを掲げることとしています。

■目標指標（成果目標については  で記載しています）

項目	目標	備考
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	4回	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における1年間の開催回数の見込みを設定する。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	100人	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。
精神障害者の地域移行支援利用者数	1人	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障害者の地域定着支援利用者数	1人	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障害者の共同生活援助利用者数	30人	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障害者の自立生活援助利用者数	1人	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障害者の自立訓練（生活訓練）利用者数	3人	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

### (3) 地域生活支援の充実

国の基本指針では、障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和8年度末までに、各市町村（複数市町村による共同整備を含む。）において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本としています。

■目標指標（成果目標については  で記載しています）

項目	目標等	備考
地域生活支援拠点等の確保設置箇所数	1か所（整備済み）	令和8年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を進め、年1回以上運用状況を検証・検討することを基本とする。
効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	コーディネーターの配置	
	地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置	
支援ネットワークの構築	強度行動障害者の支援ニーズの把握と支援体制の整備	
機能の充実に向けた検証・検討の実施回数	1回	

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する人数について、令和元年度の移行実績の1.28倍以上を目標値とすることが示されています。

上記のうち、就労移行支援が一般就労への移行における重要な役割を担っていることを踏まえ、就労移行支援における一般就労への移行について、令和元年度実績の1.31倍以上を目標値とすることを基本としています。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した人の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本としています。

就労継続支援の事業目的等を鑑み、就労継続支援A型については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上、就労継続支援B型については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本としています。

障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者については、令和3年度末の実績の1.41倍以上とすることを基本としています。さらに、就労定着支援事業の定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本としています。加えて、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、自立支援協議会（専門部会）等を設けて取組を推進することを基本としています。

■就労移行支援等の目標指標（成果目標については  で記載しています）

項目	目標等	備考
【実績値】 令和4年度の一般就労移行者数	9人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 令和8年度の一般就労移行者数	12人 133%	令和8年度末までに令和元年度実績の1.28倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。
【実績値】 令和4年度末の就労移行支援における一般就労への移行者数	7人	令和4年度末時点の数
【目標値】 令和8年度の就労移行支援における一般就労への移行者数	10人 143%	令和元年度実績の1.31倍以上

項目	目標等	備考
地域の就労支援ネットワークの強化	自立支援協議会(専門部会)の設置	関係機関(相談支援事業所・就労系サービス事業所・ハローワーク・障害者職業センター・企業等)と連携した支援体制を構築するため、自立支援協議会(専門部会)等で取組を推進
令和8年度の一般就労移行者が5割以上の就労移行支援事業所数	50%	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合が5割以上

■就労継続支援の目標指標(成果目標については□で記載しています)

項目	目標等	備考
【実績値】 令和4年度末の就労継続支援A型における一般就労への移行者数	1人	令和4年度末時点の数
【目標値】 令和8年度の就労継続支援A型における一般就労への移行者数	2人 200%	令和元年度実績の1.29倍以上
【実績値】 令和4年度末の就労継続支援B型における一般就労への移行者数	1人	令和4年度末時点の数
【目標値】 令和8年度の就労継続支援B型における一般就労への移行者数	4人 400%	令和元年度実績の1.28倍以上 (前回計画の未達人数2人)

■就労定着支援の目標指標(成果目標については□で記載しています)

項目	目標	備考
【実績値】 令和4年度末の就労定着支援利用者数	10人	令和4年度末時点の数
【目標値】 令和8年度の就労定着支援利用者数	15人 150%	令和3年度末実績の1.41倍
令和8年度の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所数	25%	就労定着支援事業所利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合が2割5分以上

## (5) 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村（単独での設置が困難な場合には圏域での設置も可）に少なくとも1か所以上設置することを基本としています。また、児童発達支援センターや保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、すべての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制を構築することを基本としています。

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村（単独での設置が困難な場合には圏域での設置も可）に少なくとも1か所以上確保することを基本としています。

医療的ケア児等が適切な支援を受けられるよう、令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村（単独での設置が困難な場合には圏域での設置も可）において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設け、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置見込み人数を設定することとされています。

■目標指標（成果目標については  で記載しています）

項目	目標	備考（国の基本指針）
児童発達支援センター	近隣市町での設置も視野に整備	各市町村（圏域での設置可）に1か所以上設置する。
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	構築	児童発達支援センターや保育所等訪問支援等を活用しながら、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	4か所	各市町村（圏域での設置可）に1か所以上確保する。
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	5か所	各市町村（圏域での設置可）に1か所以上確保する。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	— (平成30年度に設置済み)	各市町村（圏域での設置可）において、協議の場を1つ設ける。医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置見込み人数を設定する。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	近隣市町での設置も視野に1人配置	

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、相談支援体制を充実・強化するために、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）するとともに、地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本としています。

■目標指標（成果目標については  で記載しています）

項目	目標		備考
基幹相談支援センターによる地域の相談体制の強化	基幹相談支援センターの設置		令和8年度末までに基幹相談支援センターを設置
	専門的な指導・助言件数	10件	アドバイザー派遣等件数
	人材育成の支援の件数	25件	事例検討会等の開催件数
	相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	25回	地域共有ケア会議等の参加回数
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	10回	
	主任相談支援専門員の配置数	2人	
自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	2回	
	自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討参加事業者・機関数	6事業所・機関	
	自立支援協議会の専門部会の設置	設置	
	自立支援協議会の専門部会の実施回数	10回	

## (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、市職員が障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましいとされています。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤をなくするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となります。

障害福祉サービス等の質の向上のための体制を構築していくため、令和8年度末までに、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果、指導監査結果について事業所や関係自治体等と共有を行うことを基本としています。

■目標指標（成果目標については  で記載しています）

項目	目標	備考
サービスの質の向上を図るための体制構築	構築する	自立支援協議会等、既存の会議体の活用も視野に入れ検討する。
県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修その他の研修への市職員の参加人数	2人	初任者向け研修や権利擁護・虐待防止に関する研修等への参加
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の事業所や関係自治体等との共有	2回	自立支援協議会等、既存の会議体の活用も視野に入れ検討する。

## (8) 発達障害者等に対する支援

発達障害者等に対する支援として、ペアレントトレーニングやペアレントプログラムの受講促進、ペアレントメンターの養成、ピアサポート活動への参加促進に努めます。発達障害等の早期発見・早期支援には保護者や家族を含めた支援が重要であることから、県と協力し取り組みを進めていきます。

■目標指標（成果目標については  で記載しています）

項目	目標		備考
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数及び実施者数	受講者数 (保護者)	10人	支援プログラムへの受講参加を促進するとともに、実施者の確保を図る。
	実施者数 (支援者)	2人	
ペアレントメンターの人数	2人		ペアレントメンター養成研修等への受講促進を図る。
ピアサポート活動への参加人数	30人		ピアサポートの場の充実（自発的活動支援事業におけるサロン活動等の実施）を図るなど、ピアサポート活動への参加促進に取り組む。

## 2 障害福祉サービスの量の見込みと確保方策

### 第7期見込量の算出方法について

■実利用人数：過去の傾向から推計した予測値

■利用量：直近3年間（令和3～5年度）もしくは最新（令和5年度）の利用実績における一人当たりの平均利用量 × 実利用人数

### （1）訪問系サービス

#### ① 居宅介護（ホームヘルプサービス）

障害児・者にホームヘルパーを派遣し、自宅等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

区 分	第6期利用実績 (令和5年度については実績見込)			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利 用 量 (時間/月)	1,003	890	928	945	963	980
実利用人数 (人/月)	52	48	53	54	55	56

#### ② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする人に、自宅等で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。

##### 【対象者】

○障害支援区分が区分4以上で、二肢以上麻痺があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されている人

○障害支援区分が区分4以上で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上の人

区 分	第6期利用実績 (令和5年度については実績見込)			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利 用 量 (時間/月)	321	321	321	321	321	321
実利用人数 (人/月)	1	1	1	1	1	1

### ③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対し、外出時において、その障害者に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。

区 分	第6期利用実績 (令和5年度については実績見込)			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利 用 量 (時間/月)	22	16	15	15	21	21
実利用人数 (人/月)	2	3	3	3	4	4

### ④ 行動援護

ひとりでの行動が難しい人（自閉症、てんかん等の重度の知的障害児・者又は統合失調症等の重度の精神障害者であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障害に対する援護を必要とする人）の危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

#### 【対象者】

○障害支援区分が区分3以上で、障害支援区分の調査項目のうち行動関連項目の合計点数が10点以上（障害児にあつてはこれに相当する支援の度合い）

区 分	第6期利用実績 (令和5年度については実績見込)			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利 用 量 (時間/月)	23	33	30	30	42	42
実利用人数 (人/月)	1	2	2	2	3	3

## ⑤ 重度障害者等包括支援

介護の必要性が特に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

### 【対象者】

- 障害支援区分が区分6（障害児にあってはこれに相当する支援の度合い）で、かつ、意思疎通が困難な人のうち、重度訪問介護の対象で、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者あるいは最重度知的障害者の人
- 障害支援区分が区分6（障害児にあってはこれに相当する支援の度合い）で、かつ、意思疎通が困難な人のうち、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）等の合計点数が10点以上である人

区 分	第6期利用実績 (令和5年度については実績見込)			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利 用 量 (時間/月)	0	0	0	0	0	0
実利用人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

### 【見込確保のための方策】

インフォーマルサービスの活用も視野に入れ、社会福祉協議会やボランティア等との連携を強化していきます。

## (2) 日中活動系サービス

### ① 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護等を行うとともに、創作活動や生産活動の機会を提供します。

#### 【対象者】

- 常に介護を必要とする人で、障害支援区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は、区分4）以上の人
- 常に介護を必要とする人で、年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上の人

区 分	第6期利用実績 (令和5年度については実績見込)			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利 用 量 (人日/月)	1,287	1,368	1,388	1,454	1,513	1,572
実利用人数 (人/月)	63	67	68	70	73	76

### ② 自立訓練(機能訓練)

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体障害者等に対して、身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練を行います。

第6期計画期間での利用実績はなく、本計画期間においても利用は見込みませんが、利用ニーズを把握し、必要に応じて提供体制の確保に努めます。

区 分	第6期利用実績 (令和5年度については実績見込)			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利 用 量 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
実利用人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

### ③ 自立訓練(生活訓練)

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、主に知的障害者や精神障害者に対して、一定期間、食事や家事等の日常生活能力を向上するための訓練を行います。

区 分	第6期利用実績 (令和5年度については実績見込)			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利 用 量 (人日/月)	73	33	26	44	59	74
実利用人数 (人/月)	4	3	2	3	4	5

### ④ 自立訓練(宿泊型自立訓練)

主に知的障害者や精神障害者に対して、居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

#### 【対象者】

- 自立訓練(生活訓練)の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している人で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な人

区 分	第6期利用実績 (令和5年度については実績見込)			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用人数 (人/月)	1	1	1	1	1	1

### ⑤ 就労選択支援

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。  
新たに創設されたサービスで、令和7年10月より施行される予定です。

区 分	第6期利用実績 (令和5年度については実績見込)			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利 用 量 (人日/月)	—	—	—	—	40	40
実利用人数 (人/月)	—	—	—	—	3	3

## ⑥ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

区 分	第6期利用実績 (令和5年度については実績見込)			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利 用 量 (人日/月)	289	363	265	282	301	301
実利用人数 (人/月)	15	20	15	16	17	17

## ⑦ 就労継続支援

一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援のうちA型は、事業所内において雇用契約に基づいて労働の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上を図り、一般就労に向けた支援を提供します。B型は、雇用契約は結ばずに、就労の機会を提供します。

### < A型 >

区 分	第6期利用実績 (令和5年度については実績見込)			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利 用 量 (人日/月)	604	721	776	835	912	990
実利用人数 (人/月)	31	37	40	43	47	51

### < B型 >

区 分	第6期利用実績 (令和5年度については実績見込)			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利 用 量 (人日/月)	1,906	2,184	2,285	2,607	2,772	2,937
実利用人数 (人/月)	115	130	143	158	168	178

## ⑧ 就労定着支援

就労定着支援は、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した方に、企業・自宅等への訪問等により、生活リズム、家計や体調の管理等に関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

区 分	第6期利用実績 (令和5年度については実績見込)			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用人数 (人/月)	6	6	7	7	7	7

## ⑨ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

### 【対象者】

- 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする、筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で障害支援区分が区分6の人
- 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者で障害支援区分が区分5以上の人

区 分	第6期利用実績 (令和5年度については実績見込)			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用人数 (人/月)	8	8	8	8	8	8

## ⑩ 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

### <福祉型>

区 分	第6期利用実績 (令和5年度については実績見込)			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利 用 量 (人日/月)	112	82	89	96	96	103
実利用人数 (人/月)	32	26	26	28	28	30

<医療型>

区 分	第6期利用実績 (令和5年度については実績見込)			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利 用 量 (人日/月)	0	12	7	10	10	10
実利用人数 (人/月)	0	4	2	3	3	3

**【見込量確保のための方策】**

就労継続支援A型については、引き続き圏域における事業所に関する情報の収集と、利用者への的確な情報提供に努めます。

就労継続支援B型については、引き続き市内でのサービス提供の確保に努めます。

なお、短期入所は事業所及び関係機関と連携を図り、圏域も含めた供給量の確保に努めます。

### (3) 居住支援・施設系サービス

#### ① 自立生活援助

自立生活援助は、障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者でひとり暮らしを希望する方等に、定期的に利用者の居宅を訪問し、日常生活の課題、公共料金や家賃の滞納、体調の変化等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

区 分	第6期利用実績 (令和5年度については実績見込)			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

#### ② 共同生活援助(グループホーム)

グループホームでは、日常生活上の相談に加えて、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の支援を行います。

区 分	第6期利用実績 (令和5年度については実績見込)			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用人数 (人/月)	52	60	64	65	66	67

### ③ 施設入所支援

施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

#### 【対象者】

- 生活介護を受けている障害支援区分が区分4（50歳以上の場合は、区分3）以上の人
- 自立訓練又は就労移行支援（以下「訓練等」という。）を受けている人のうち、入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人又は通所によって訓練等を受けることが困難な人
- 生活介護を受けていて障害支援区分が区分4（50歳以上の場合は障害支援区分が区分3）より低い人のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた人
- 就労継続支援B型を受けている人のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた人

区 分	第6期利用実績 (令和5年度については実績見込)			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用人数 (人/月)	34	35	33	33	33	33

#### 【見込量確保のための方策】

居住支援・施設系サービスは、地域生活の継続に必要な支援であることから、日中活動の場とあわせて供給量の確保に努めます。グループホーム等については、令和6年度以降も継続して供給量が確保できるよう関係機関等へ働きかけ、整備促進を図ります。

## (4) 相談支援サービス

### ① 計画相談支援

障害福祉サービスを利用するすべての障害者等に対し、サービス等利用計画の作成やモニタリング等を行い、ケアマネジメントによる課題の解決や適切なサービス利用に向けて支援します。

区 分	第6期利用実績 (令和5年度については実績見込)			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用人数 (人/月)	101	124	105	109	112	115

### ② 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に対して、住まいの場の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談や地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。

区 分	第6期利用実績 (令和5年度については実績見込)			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用人数 (人/月)	0	0	0	1	1	1

### ③ 地域定着支援

居宅において単身等の状況で生活する障害者に対して、障害者と常時の連絡体制を確保し、地域定着に向け支援します。障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の相談に応じることや駆けつけられる体制も整えることで対応します。

区 分	第6期利用実績 (令和5年度については実績見込)			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用人数 (人/月)	0	0	0	1	1	1

#### 【見込量確保のための方策】

計画相談員の質の向上等に向けて、相談支援事業所へ研修や講習会等への参加の働きかけ、各種情報の提供を行います。地域移行支援、地域定着支援については、市内に事業者がないことから、圏域での供給体制の確保に努めます。また、医療機関をはじめ、関係機関との連携を強化していきます。

### 3 障害児福祉サービスの量の見込みと確保方策

#### (1) 障害児支援に関する基本的な考え方

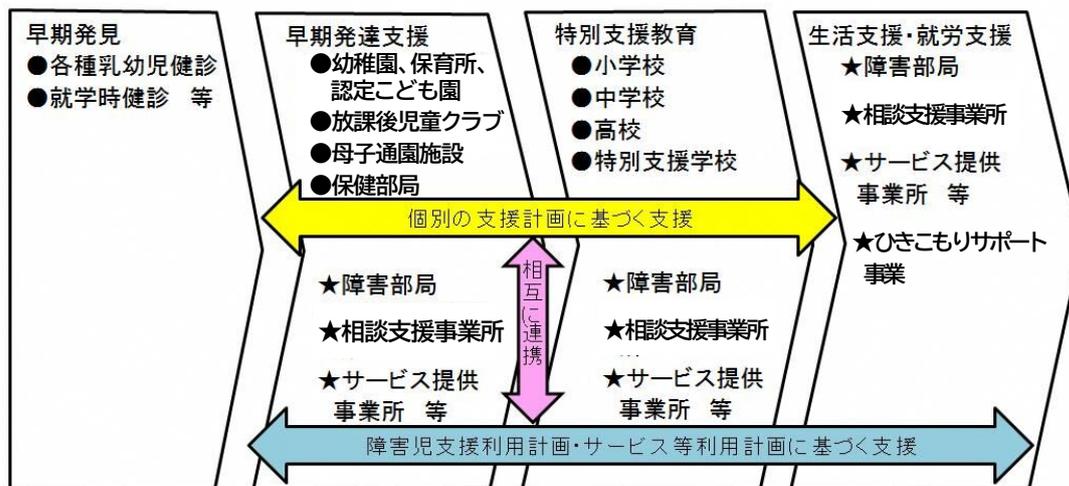
##### ① 障害児本人の最善の利益を考慮した支援

障害児支援を行うにあたっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援します。そのためにも、障害児及びその家族に対し、障害の疑いのある段階から身近な地域で支援できるよう、障害の種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。

##### ② 切れ目のない支援体制の構築

障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

また、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。



##### ③ 医療的ケア児に対する包括的支援

日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（医療的ケア児）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるよう、専門的な支援を要する医療的ケア児に対し、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を図ります。

## (2) 障害児支援

### ① 児童発達支援

療育の必要があると認められた障害のある未就学児に対して、日常生活動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。

区 分	第6期利用実績 (令和5年度については実績見込)			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利 用 量 (人日/月)	304	382	386	395	406	416
実利用人数 (人/月)	30	36	37	38	39	40

### ② 医療型児童発達支援

療育の必要があると認められた障害のある未就学児に対して、日常生活動作の指導や集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体の状態に応じ治療も行います。

これまで利用実績がないため、本計画期間においても利用は見込みませんが、利用ニーズを把握し、必要に応じて提供体制の確保に努めます。

### ③ 放課後等デイサービス

療育の必要があると認められた障害のある就学児に対して、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進のための支援を行います。

区 分	第6期利用実績 (令和5年度については実績見込)			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利 用 量 (人日/月)	1,303	1,629	1,736	1,848	1,960	2,072
実利用人数 (人/月)	97	113	124	132	140	148

#### ④ 保育所等訪問支援

療育の専門職が、障害特性に応じた専門的な支援を保育所等（保育所・幼稚園・学校・放課後児童クラブ等）において実施するものです。

区 分	第6期利用実績 (令和5年度については実績見込)			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利 用 量 (人日/月)	5	3	3	3	4	4
実利用人数 (人/月)	2	3	3	3	4	4

#### ⑤ 障害児入所支援

障害児入所支援については、宮城県で支給決定の事務を行うことから、目標値の設定は行わないものとします。

#### ⑥ 障害児相談支援

障害児通所支援を利用するすべての障害児に対し、障害児支援利用計画の作成、モニタリング等を行い、ケアマネジメントによる課題の解決や適切なサービス利用に向けて支援します。

区 分	第6期利用実績 (令和5年度については実績見込)			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用人数 (人/月)	36	38	42	44	48	52

#### ⑦ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害があり、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対して、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

これまで利用実績がないため、本計画期間においても利用は見込みませんが、利用ニーズを把握し、必要に応じて提供体制の確保に努めます。

##### 【見込量確保のための方策】

障害児向けのサービスは、利用の動向等を踏まえながら引き続き安定した供給量の確保に努めます。重症心身障害児を支援する体制の整備については、県や近隣市町村と連携しながら引き続き取り組んでいきます。

また、障害特性に応じた質の高いサービスが提供されるよう、各事業所へ研修や講習会等への参加の働きかけ、各種情報の提供を行います。

### (3) 障害児子ども子育て支援等の地域資源の提供体制の整備

国の基本指針では、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握し、市町村において利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受け入れの体制整備を行うとされています。

市では、これまでの実績をもとに、人口動向を勘案した上で、以下のように見込量を推計しました。これらの見込量を確保できるよう、各施設・事業での供給体制を整えていきます。

#### ① 保育所（園）

保護者が就労していたり、病気等のために、家庭で保育ができない時、保育所（園）において乳幼児の保育を行います。

##### 【今後の方向性】

保育士の加配の促進や、保育士の専門性を高める人材育成を進める等、障害児保育のニーズに応えられるよう努めます。

#### ② 認定こども園

保育所（園）と幼稚園の両方の機能を持ち、就学前の教育・保育を一体的に一貫して行います。

##### 【今後の方向性】

保育士の加配の促進や、保育士の専門性を高める人材育成を進める等、障害児保育のニーズに応えられるよう努めます。

#### ③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により留守家庭になる小学生の心身の健全な育成を図るため、放課後児童クラブにおいて、「放課後児童支援員」が家庭的な雰囲気の中で子どもたちの保育に当たります。

##### 【今後の方向性】

放課後児童支援員の加配や、放課後児童支援員の専門性を高める人材育成を進める等、障害児保育のニーズに応えられるよう努めます。

#### ④ 母子通園施設

心身に障害をもつ子どもたちに療育事業や親支援を行い、子どもたちの発達を促し、集団適応の基礎づくりを行います。

##### 【今後の方向性】

障害のある子どもたちが活動しやすい環境づくりを行います。また、保護者の抱える不安や負担軽減に努めるとともに、必要に応じ、関係機関との連携も図ります。

#### ⑤ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者や援助活動に熱意を有する方を会員として、児童の一時預かり等の援助を受けることを希望する者と、その援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

##### 【今後の方向性】

今後も相互援助活動が円滑に実施できるように支援します。

#### ⑥ 地域子育て支援拠点事業

「基幹型」と「標準型」の2種類の地域子育て支援拠点施設において、子育て中の親子が身近な場所で気軽に集まり、親子同士の交流や、育児不安についての相談、子育てに関する情報提供、子育て講座等のイベントを実施する事業です。

##### 【今後の方向性】

保育士等の専門職を配置し、子育てに関する相談支援を行うとともに、必要に応じ、障害に関する専門機関へのつなぎを行います。

種 別	障害児の利用実績（人） （令和5年度については実績見込）			第7期見込量（人）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所（園） 認定こども園	16	13	16	14	14	14
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	12	15	21	23	24	24
母子通園施設	19	19	21	21	21	21
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・ センター事業）	0	1	1	1	1	1

## 4. 地域生活支援事業の実施

---

### (1) 理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するために、地域、小学校や中学校において障害や障害者等に対する理解を深める研修等を行います。

### (2) 自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族や地域住民等によるピアサポート活動やボランティア活動等の自発的な取り組みを支援します。

### (3) 相談支援事業

#### ① 障害者相談支援事業

障害者及びその介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他サービスの利用支援等を行うとともに、関係機関との調整や権利擁護のために必要な支援を行います。

生活上の様々な課題に対しきめ細やかな支援ができるよう、相談支援事業所の質の向上に努めるとともに、ホームページや障害者手帳の新規交付時等において、障害福祉サービスや相談支援事業所等についての周知に努めます。

#### ② 基幹相談支援センターの設置

地域の相談支援の拠点として、制度上位置づけられている基幹相談支援センターの設置については、これまで、岩沼市障害児者地域自立支援協議会等でそのあり方等について検討してきました。今後も、相談員の質の向上を図るとともに、基幹相談支援センターの設置について引き続き検討します。

#### (4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に、成年後見の申し立てに要する経費等の助成を行うことにより制度の利用を支援し、障害者の権利擁護に努めます。

区 分	第6期利用実績 (令和5年度については実績見込)			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施件数	2	1	2	2	2	3

##### 【見込量確保のための方策】

障害のある人の財産管理や福祉サービス利用の支援を含め、成年後見制度等各種制度の周知と利用促進を図ります。

#### (5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を行うことができる法人を育成するための活動（研修等の実施）を支援する事業ですが、これまで実施した実績がないことから、実施に向けて、引き続き情報収集等を行ってまいります。

#### (6) 意思疎通支援事業

意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者や要約筆記通訳者の派遣、手話通訳者等の配置を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

区 分	第6期利用実績 (令和5年度については実績見込)			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用人数 (人/年)	52	71	75	78	80	82
手話通訳者等 実設置者数	1	1	2	2	2	2

##### 【見込量確保のための方策】

市受付窓口への手話通訳者等の配置を引き続き行うとともに、周知に努めます。

## (7) 日常生活用具給付事業

該当する障害者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）を給付します。

区 分	第6期利用実績 (令和5年度については実績見込)			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支給件数	676	691	730	740	750	760

### 【見込量確保のための方策】

在宅の障害児者の日常生活の便宜を図るため、今後とも制度の周知や、障害特性、必要性等に応じた適正な給付に努めます。

## (8) 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙と手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

なお、手話奉仕員養成研修（入門課程）と手話奉仕員養成研修（基礎課程）を1年おきに開催し、原則2か年で養成する課程になっているため、2年に1度登録者数が増加します。

区 分	第6期利用実績 (令和5年度については実績見込)			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者数	34	43	43	53	53	63

### 【見込量確保のための方策】

情報の取得が困難な人との交流活動の促進や、自立した日常生活と社会生活を営むためのサポート体制を充実させるために、今後も事業の周知を図り、奉仕員の養成に努めます。

## (9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者に、社会参加のための外出が円滑にできるように移動を支援します。

区 分	第6期利用実績 (令和5年度については実績見込)			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用人数 (人/年)	19	22	25	26	26	26
延利用時間	1,024	1,399	1,448	1,456	1,464	1,472

### 【見込量確保のための方策】

障害者等が、社会の様々な分野へ積極的に参加し、生きがいをもって生活できるよう、利用者の状況に応じた柔軟なサービスの提供ができるよう、移動の支援の確保に努めます。

## (10) 地域活動支援センター事業

創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行い、雇用・勤労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

区 分	第6期利用実績 (令和5年度については実績見込)			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用人数 (人/年)	30	28	28	28	28	28
実施箇所数	1	1	1	1	1	1

### 【見込量確保のための方策】

障害者の地域生活の場、社会参加の場として、今後も利用者の動向を踏まえサービスの提供に努めます。

## (11) 訪問入浴サービス事業

家庭において、入浴することが困難な身体障害者の健康保持と福祉の増進を図るため、居宅において訪問入浴サービスの提供を行います。

区 分	第6期利用実績 (令和5年度については実績見込)			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用人数 (人/年)	2	2	2	2	2	2
事業者数	2	1	1	1	1	1

### 【見込量確保のための方策】

今後も引き続き現行サービスの提供に努めます。

## (12) 障害者職親委託事業

療育手帳の所持者を対象に、知的障害者の社会参加を促進し、自立更生を図るため登録された職親のもとで一定期間の生活指導や技能習得訓練等を行います。

令和4年度までの期間の利用は、職親がいないため利用はありませんでしたが、申請があった時に備え引き続き事業は継続していきます。

## (13) 日中一時支援事業

家族の一時的な休息等のため、障害者に一時的な日中活動の場を提供します。

区 分	第6期利用実績 (令和5年度については実績見込)			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用人数 (人/年)	21	20	20	21	21	21
実施箇所数	3	3	4	4	5	5

### 【見込量確保のための方策】

医療的ケア児に対応したサービスの提供を行える体制整備に努めます。

## 5. 地域生活支援促進事業の実施

---

### (1) 障害者虐待防止対策支援事業

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係機関等関連する職務に従事する者、団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図っていきます。

## 6. 岩沼市独自事業（その他の事業）の実施

---

### (1) 更生訓練費給付事業

更生訓練を実施する施設の利用者が、効果的に訓練を受け、社会復帰の促進を図るために、更生訓練費の支給を行います。

区 分	第6期利用実績 (令和5年度については実績見込)			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用人数 (人/年)	0	0	0	2	2	2

#### 【見込量確保のための方策】

利用等の動向を踏まえながらサービスの提供に努めます。

### (2) 障害者雇用奨励金交付事業

障害者を雇用する企業のうち、一定の要件を満たす企業に対し、市制度による奨励金の支給を行います。

当該制度の周知に努めます。

### (3) 自動車運転免許取得費助成事業及び身体障害者自動車改造費助成事業

自動車運転免許取得費助成事業においては、身体障害者又は知的障害者が、就労やその他の社会活動に参加するために、自動車を運転しようとする場合、運転免許を取得するための費用の一部を助成します。また、身体障害者自動車改造費助成事業においては、重度の身体障害者が、就職やその他の社会活動に参加するために、自動車を運転しようとする場合、自動車を改造するための費用の一部を助成します。

区 分	第6期利用実績 (令和5年度については実績見込)			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用人数 (人/年)	2	5	6	8	8	8

#### 【見込量確保のための方策】

今後も制度の周知を図り、障害者の社会参加の促進を図ります。

### (4) 福祉タクシー利用助成事業・障害者自動車等燃料費助成事業

#### ① 福祉タクシー利用助成事業

身体障害者手帳1級、2級、3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、2級及び特定疾患等医療受給者証を所持する人に福祉タクシー利用助成券を交付し、社会参加の促進を図ります。

#### ② 障害者自動車燃料費助成事業

身体障害者手帳1級、2級、3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、2級及び特定疾患等医療受給者証を所持する人に自動車等燃料費助成券を交付し、社会参加の促進を図ります。

#### <福祉タクシー利用助成事業>

区 分	第6期利用実績 (令和5年度については実績見込)			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用人数 (人/年)	352	328	325	340	340	340
実施箇所数	18	19	19	19	19	19

<障害者自動車燃料費助成事業>

区 分	第6期利用実績 (令和5年度については実績見込)			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用人数 (人/年)	636	654	662	670	670	670
実施箇所数	2	2	2	2	2	2

**【見込量確保のための方策】**

福祉タクシー利用助成事業と障害者自動車等燃料費助成事業については、今後の動向を注視しつつ、必要に応じて、制度の維持に向けた対象者や内容等の見直しを行います。



## 第7章 計画の推進体制

1. 自立支援協議会
2. 県、関係機関との連携強化
3. PDCAサイクルによる計画の進行管理と評価



## 1 自立支援協議会

---

本市では、障害者総合支援法第 89 条の 3 に基づき、障害者等への支援体制の整備を図るため、保健医療関係者、福祉関係者や就労支援関係者等で構成される「岩沼市障害児者地域自立支援協議会」を設置しています。

当協議会では、障害者等への支援体制に関する地域課題を共有し、課題解決のための方策等についての協議を積極的に行います。また、関係機関が、地域課題等の解決に向かって連携して取り組めるよう、地域の関係機関によるネットワークの構築に取り組めます。

## 2 県、関係機関との連携強化

---

障害福祉サービスの提供、総合的な相談支援や地域への移行支援等に当たっては、宮城県や近隣自治体、社会福祉法人や医療機関をはじめとした関係機関との連携を強化することで効果的な計画の推進を図ります。

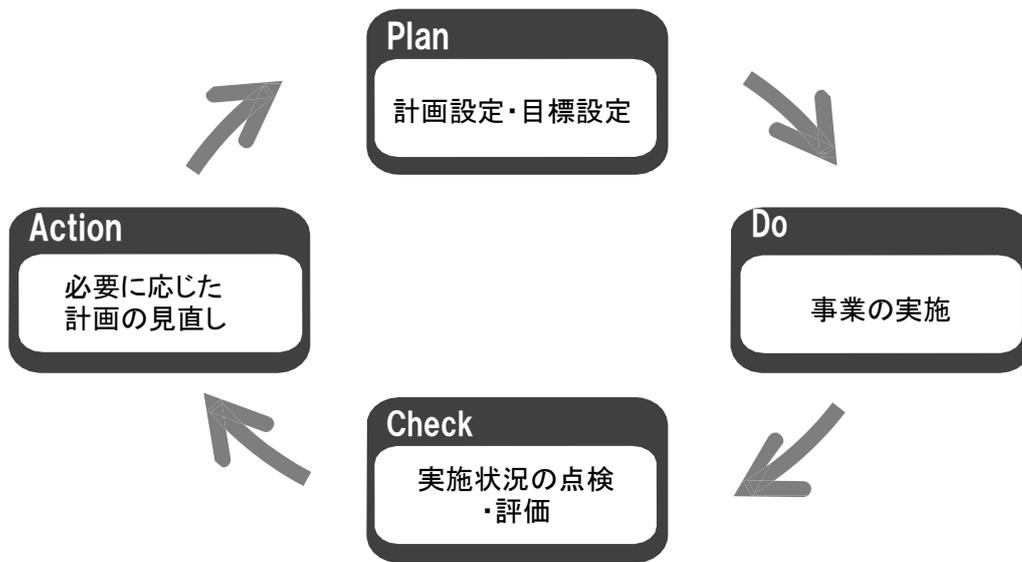
## 3 PDCAサイクルによる計画の進行管理と評価

---

本計画は、「計画 (Plan)」、「実行 (Do)」、「評価 (Check)」、「改善 (Action)」のプロセスを循環させながら、令和 6 年度から令和 8 年度の 3 年間の計画の期間の中で、少なくとも 1 年に 1 回の実績把握を行い、分析・評価 (中間評価) を行うとともに、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画期間中でも必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、中間評価や計画の見直しに当たっては、岩沼市障害児者地域自立支援協議会において協議、検討を行います。

【障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセス】



## 資 料 編

- 1 用語解説
- 2 岩沼市障害者計画等策定委員会名簿
- 3 岩沼市障害者計画等策定委員会設置要綱
- 4 岩沼市第4期障害者計画・第7期障害福祉計画（第3期障害児福祉計画）策定経過



# 1 用語解説

---

## ○ICT（あいしーていー）

Information and Communication Technologyの略。情報や通信に関する技術の総称。

## ○アクセシビリティ

年齢や障害のあるなしに関わらず、誰もが必要とする情報等に簡単にたどり着け、利用できること。

## ○アセスメント

客観的に評価・分析すること。ここでは、一人ひとりの状況に応じた適切な支援につなげていくために、障害のある人等の状況について情報を収集・分析し、課題を把握していくこと。

## ○移動支援事業（いどうしえんじぎょう）

障害者総合支援法に基づき、市町村が行う地域生活支援事業の一つで、屋外での移動が困難な障害のある人等について、外出のための支援を行うサービス。

## ○医療的ケア（いりょうてきけあ）

日常生活及び社会生活を営むために、人工呼吸器による呼吸管理、痰の吸引や経管栄養など、恒常的に必要とされる医療的な生活援助行為のこと。

## ○インクルーシブ教育（いんくるーしぶきょういく）

障害のある子どもと障害のない子どもが、可能な限り同じ場でともに学び、個別の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できる多様な学びの場の実現を目指す教育の仕組み。

## ○インフォーマルサービス

家族や友人・知人、地域住民、NPO法人など、公的機関以外が主体となって提供されるサービスのこと。

## ○LLブック（えるえるぶっく）

やさしく分かりやすく書かれた本。

## ○音声コード（おんせいコード）

紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えるための二次元のバーコードのこと。

## ○ガイドヘルパー（がいとへるぱー）

障害のある人に対し、外出時の移動の介護等、外出時の付き添いを専門に行うホームヘルパーのこと。社会生活上外出が不可欠なときや余暇活動等社会参加のための外出をするとき、適当な付き添いを必要とする場合に派遣される。

## ○基幹相談支援センター（きかんそうだんしえんせんたー）

地域の相談支援の拠点として、障害のある人に対する総合的な相談業務や成年後見制度利用支援事業を実施するとともに、地域の実情に応じて地域移行・地域定着への支援、地域の相談支援体制の強化の取組などを行う機関。市町村が設置主体。

## ○合理的配慮（ごうりてきはいりょ）

障害のある人からの求めに応じて、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜を図ること。

## ○個別の教育支援計画（こべつのきょういくしえんけいかく）

一人ひとりの障害のある子どもについて、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な計画を学校が中心となって作成。作成に当たっては関係機関との連携が必要。また保護者の参画や意見等を聴くことなどが求められる。

## ○個別の指導計画（こべつのしどうけいかく）

幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。例えば、単元や学期、学年等ごとに作成され、それに基づいた指導が行われる。

## ○サービス等利用計画（さーびすとうりようけいかく）

指定特定相談支援事業者が、障害福祉サービス等の利用を希望する障害者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成するもので、サービス利用者を支援するための総合的な支援計画。

## ○児童委員（じどういいん）

P120の「民生委員・児童委員」を参照

## ○自閉症（じへいしょう）

多くの遺伝的な要因が複雑に関与して起こる生まれつきの脳機能障害で、対人関係、コミュニケーション及びパターン化した興味や活動の3つの特徴をもつ障害。症状が軽い人たちまで含めて、自閉症スペクトラム障害という呼び方もされている。

## ○社会的障壁（しゃかいてきしょうへき）

障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）、制度、慣行（障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など）及び観念（偏見など）その他一切のものをいう。

## ○重症心身障害（じゅうしょうしんしんしょうがい）

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している状態のこと。

## ○障害支援区分（しょうがいしえんくぶん）

障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。区分1から6まであり、数字が大きいほど支援の度合いが高くなる。

## ○障害児支援利用計画（しょうがいじしえんりようけいかく）

指定障害児相談支援事業者が作成する、障害のある児童の解決すべき課題、その支援方針、利用するサービスなどが記載されたサービス利用者を支援するための中心的な総合計画。

## ○障害児保育（しょうがいじほいく）

心身に障害のある幼児を保育所に入所させ、一般の幼児とともに集団保育することで、障害のある幼児の成長発達を促進するとともに、一般の幼児が幼児期から障害のある人に対する理解を深め相互協力の精神を養う事業。

## ○障害者雇用率（しょうがいしゃこようりつ）

障害者雇用促進法に基づき、一般の労働者と同じ水準で、障害のある人の雇用機会を確保するため、事業主等が遵守すべき障害のある人の雇用割合。民間企業の法定雇用率は、令和5年度において2.3%であり、令和6年度から2.5%、令和8年度から2.7%と段階的に引き上げられることとなっている。

## ○障害者週間（しょうがいしゃしゅうかん）

毎年12月3日から9日まで。国民の間に広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、平成16年6月の障害者基本法の改正により、従来の「障害者の日」（12月9日）に代わるものとして設定された。この期間を中心に、国、地方公共団体、関係団体等においては、様々な意識啓発に係る取組が展開される。

## ○障害者就業・生活支援センター（しょうがいしゃしゅうぎょう・せいかつしえんせんたー）

障害者の身近な地域において、福祉・医療等の関係機関との連絡調整など、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う機関。障害者雇用促進法に基づき、都道府県が指定することとなっており、宮城県では障害保健福祉圏域ごとに1つずつ（計7か所）設置されている。

## ○障害者職業センター（しょうがいしゃしょくぎょうせんたー）

公共職業安定所（ハローワーク）との密接な連携のもと、障害のある人に対する専門的な職業リハビリテーションを提供する施設。障害者雇用促進法に基づき、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営し、全国 47 都道府県に設置されている。

## ○障害福祉計画（しょうがいふくしけいかく）

障害者総合支援法に基づき、県や市町村が策定する障害福祉サービス等の提供体制の確保等に係る計画。

## ○小児慢性特定疾病（しょうにまんせいとくていしっぺい）

子どもの慢性的な病気のうち、治療に相当期間を要し、医療費の負担も高額となるもので医療費の公費負担が行なわれている疾病。令和3年11月1日現在、788 疾病が指定されている。

## ○自立支援協議会（じりつしえんきょうぎかい）

障害者総合支援法に基づき、障害のある人等への支援体制の整備を図るため、市町村及び都道府県が設置する関係機関等で構成される協議会。協議会では、関係機関等が相互の連絡を図り、地域の障害のある人等への支援体制について協議を行うこととされている。

## ○身体障害者手帳（しんたいしょうがいしゃてちょう）

身体障害者福祉法に規定する障害のある人に都道府県・指定都市・中核市長が交付する手帳。障害の程度が重い方から1級から6級までの等級が定められている。

## ○精神障害者保健福祉手帳（せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう）

国の要領に基づき、一定の精神障害の状態にあると認定された人に交付される手帳。障害の程度が重い方から1級から3級までの等級が定められている。

## ○成年後見制度（せいねんこうけんせいど）

認知症の人、知的障害のある人、精神障害のある人など判断能力が不十分な人々の財産や権利を守る制度。

## ○相談支援専門員（そうだんしえんせんもんいん）

障害のある人の障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行う専門職。実務経験と研修の受講・修了が要件とされている。

## ○地域活動支援センター（ちいきかつどうしえんせんたー）

障害者総合支援法の規定に基づき、市町村等が運営する障害のある人を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を行う施設。

## ○地域生活移行（ちいきせいかついこう）

障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方などが地域の生活に移行すること。

## ○地域生活支援事業（ちいきせいかつしえんじぎょう）

障害者総合支援法に基づき、障害のある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により行う支援事業。市町村及び県が主体となって実施する。

## ○特別支援教育（とくべつしえんきょういく）

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

## ○特別支援教育コーディネーター（とくべつしえんきょういくこーでいねーたー）

特別支援教育において、学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役といった役割を担う者。

## ○特別支援教育支援員（とくべつしえんきょういくしえんいん）

幼稚園、小・中学校、高等学校において障害のある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童生徒に対し学習活動上のサポートを行ったりする者。

## ○特別支援連携協議会（とくべつしえんれんけいきょうぎかい）

障害のある子どもやその保護者への相談・支援にかかわる医療、保健、福祉、教育、労働等の関係部局・機関間の連携協力を円滑にするためのネットワーク。

## ○日常生活用具（にちじょうせいかつようぐ）

障害者総合支援法に規定された障害のある人の日常生活を支えるための用具で、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具及び居宅生活動作補助用具（住宅改修費）がある。日常生活用具の支給事業は市町村が行う地域生活支援事業の一つに位置づけられている。

## ○ピアサポート

障害のある人自身やその家族が悩みを共有することや、情報交換のできる交流のこと。

## ○福祉避難所（ふくしひなんじょ）

災害発生時に通常の避難所では生活が困難な障害のある人や高齢者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）を受け入れる避難所のこと。

## ○ペアレントトレーニング

保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解し、発達障害の特性をふまえたほめ方やしかり方等を学ぶことにより子どもの問題行動を減少させることを目標とするもの。

## ○ペアレントプログラム

子どもの行動修正までは目指さず、「保護者の認知を肯定的に修正すること」に焦点を当てたより簡易なプログラム。発達障害やその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな悩みをもつ多くの保護者に有効とされている。

## ○ペアレントメンター

発達障害のある人の子育てを経験した親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人のこと。

## ○放課後児童クラブ（ほうかごじどうくらぶ）／放課後児童健全育成事業（ほうかごじどうけんぜんいくせいじぎょう）

児童福祉法の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。

## ○補装具（ほそうぐ）

障害者総合支援法に基づき、義肢や義眼、補聴器、車椅子など、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具。

## ○マルチメディアデイジー

視覚障害者や文字だけでは内容を認識しづらい人のための電子書籍の国際規格のこと。テキストがハイライトしてその部分を音声で再生するため、どこを読んでいるのかわかりやすく、また、音声を聞きながら画像や写真を同時に見ることができる。

## ○民生委員・児童委員（みんせいいいん・じどういいん）

民生委員は民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱を受けた、住民の健康状態や生活に関する相談助言等を行う人を指す。

児童委員は児童福祉法に基づき、児童及び妊産婦への情報提供や、援助等を行う人を指す。なお、同法の規定により、民生委員は児童委員に充てられる。

## ○モニタリング

サービス等利用計画に基づき、利用者の生活上の変化やサービス利用状況の把握など継続的に評価を行うこと。

## ○ユニバーサルデザイン

障害のあるなしや年齢、性別、人種などにかかわらず、多くの人々が利用しやすいように製品やサービス、環境をデザインする考え方のこと。

## ○要配慮者利用施設（ようはいりょしゃりようしせつ）

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。（水防法）

## ○要約筆記（ようやくひっき）

聴覚障害のある人に、話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のこと。

## ○ライフステージ

人の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

## ○療育手帳（りょういくてちょう）

県の実態に基づき、知的障害のある人に交付される手帳。障害の程度が重度の場合「A」、それ以外の場合「B」と表示される。

## ○レスパイト

「休憩・息抜き」の意。このプランにおいては、障害のある人を介護する家族等を癒やすため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう短期入所等の支援サービスをいう。

## 2 岩沼市障害者計画等策定委員会委員名簿

区分	氏名	所属団体
学識経験者（会長）	菅原 里江	東北福祉大学
保健医療関係者	今村 知香	小島病院
保健医療関係者 （関係行政機関等の職員）	渡部 和馬	宮城県塩釜保健所岩沼支所
福祉関係者	浅野 亜由美	岩沼市地域包括支援センター連絡会
福祉関係者（副会長）	八島 浩一郎	岩沼市社会福祉協議会
福祉関係者	熊谷 小百合	宮城県社会福祉協議会 仙台西地域 福祉サービスセンター
福祉関係者	森 武雄	岩沼市民生委員児童委員協議会
教育関係者 （関係行政機関等の職員）	川村 修弘	岩沼西小学校（令和4年11月29日～ 令和5年3月31日）
教育関係者 （関係行政機関等の職員）	渡邊 あゆみ	岩沼南小学校（令和5年8月31日～ 令和6年3月31日）
サービス利用者	浅川 孝子	岩沼市中心身障害児者親の会
サービス利用者	石川 榮治	岩沼市身体障害者福祉協会

### 3 岩沼市障害者計画等策定委員会設置要綱

平成18年6月1日  
告示第47号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく岩沼市障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条の規定に基づく岩沼市障害福祉計画(以下「障害者計画等」という。)の策定にあたって市民の意見を反映させるため、岩沼市障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(平23告示100・平25告示53・一部改正)

(所掌事務)

第2条 委員会は、障害者計画等の策定に関し、調査及び検討し、市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 岩沼市の障害福祉サービスを利用する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、障害者計画等の策定終了までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(平21告示33・一部改正)

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この告示は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成21年告示第33号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年告示第100号)

この告示は、平成23年12月22日から施行し、改正後の岩沼市障害者計画等策定委員会設置要綱は、平成23年11月18日から適用する。

附 則(平成25年告示第53号)

この告示は、平成25年7月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

## 4 岩沼市第4期障害者計画・第7期障害福祉計画 (第3期障害児福祉計画) 策定経過

年月日	内容
令和4年11月29日	第1回岩沼市障害者計画等策定委員会
令和5年3月10日	第2回岩沼市障害者計画等策定委員会
令和5年8月31日	第3回岩沼市障害者計画等策定委員会
令和5年12月12日	令和5年度岩沼市障害児者地域自立支援協議会全体会
令和5年12月19日	第4回岩沼市障害者計画等策定委員会
令和5年12月25日～ 令和6年1月25日	パブリックコメント実施
令和6年3月7日	令和5年度岩沼市障害児者地域自立支援協議会全体会
令和6年3月8日	第5回岩沼市障害者計画等策定委員会

### 第2回岩沼市障害者計画等策定委員会



岩沼市第4期障害者計画  
第7期障害福祉計画  
第3期障害児福祉計画

発行：令和6年3月

編集：岩沼市 健康福祉部 社会福祉課

〒989-2427 岩沼市里の杜三丁目4-15

TEL：0223-23-0509 FAX：0223-24-0406



岩沼市